

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

(財)国際民商事法センター平成13年度事業報告・平成14年度事業計画
講演録：日本の近代司法制度建設と江藤新平
日越法整備支援プロジェクトレポート：ベトナムにおける法的紛争の解決

第15号
2002年7月

目 次

第15号 2002年7月

＜巻頭ご挨拶＞	理事長 岡村泰孝	 1
＜第一部＞第十二回理事会・第十一回評議員会		
ご挨拶	会 長 伊藤正	 5
第十二回理事会議事録		 7
第十一回評議員会議事録		 11
平成13年度事業報告、収支決算及び財産目録		 15
監査報告書		 34
平成14年度事業計画及び収支予算		 35
＜第二部＞講演（国際民商事法シンポジウム IN 金沢）		
日本の近代司法制度建設と江藤新平		
	広島市立大学教授 毛利敏彦	 49
＜第三部＞日越法整備支援プロジェクト/レポート		
ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とその実情を中心として		
東京高等裁判所職務代行判事補		
JICA ベトナム長期派遣専門家(2000年10月～2002年6月)		
	竹内 努	 67

＜巻頭ご挨拶＞

法整備支援活動の一層の充実を目指して

財団法人国際民商事法センター
理事長 岡村泰孝



財団法人国際民商事法センターは、設立後7年目の事業年度を迎え、過日の役員会において、平成14年度の事業計画及び予算について承認を得、また、任期満了に伴い再任を基本とする役員人事の件も承認を得ました。

会員の皆さまには、経済情勢の厳しい折にもかかわらず、当財団の活動について、平素御支援を賜り、厚く御礼申しあげますとともに、今後とも引き続き御協力を頂きますようお願いいたします。

当財団は、順調に事業活動を進め成果を上げていますが、法務省においても、法務総合研究所国際協力部が、昨年11月大阪中之島に竣工した合同庁舎で執務を開始し、法整備支援活動の一層の充実を図る態勢を整えられたことは、当財団としても、心強いことであります。

当財団の昨年度の事業報告及び本年度の事業計画は、役員会の資料として登載しているところでありますが、そのうち主要な事業について申し上げます。

当財団は、企業活動にも関心の深いテーマをとり上げ、アジア太平洋諸国の法制度を比較検討して相互の理解を深めるとともに、法整備支援活動にも役立たせることを目的として、調査研究を行うことを事業の一つとして、第1回目には、倒産法制と担保法をテーマとしました。第2回目として、ADR（裁判外紛争処理制度）について、2年間にわたり調査研究を進め、本年2月、法務総合研究所国際協力部の新庁舎内の国際会議室において、その成果を発表するため、法務総合研究所とともに、関係7か国の専門家をパネリストとしてシンポジウムを開催し、多数の参加者の好評を博したところであります。

本年度においては、知的財産権の保護法制に関する調査研究を開始することとしています。

カンボジアの民法及び民事訴訟法の草案作成のプロジェクトについては、当財団が事務局として作業を進めてきましたが、両草案とも、本年度内に引き渡す予定で、これを記念して、プノンペンで国際協力事業団及び法務総合研究所とともにセミナーの開催を計画しています。

草案の作成については、現地での実情調査や法制度への理解を深めるための研修の実施、更には法律用語の確定のための会議を重ねるなどきめ細かな作業を進め、

クメール語に翻訳して引き渡すこととしています。

一方、カンボジアにおいては、WTO の加盟問題を控え、民法及び民事訴訟法の制定を優先課題としており、両法案が立法化されれば、形に残る法整備支援活動として評価されるものと思われます。

ベトナム民法の改正問題については、引き続き共同研究を実施する計画であります。

また、中国とのセミナーについては、時宜に即したテーマを取り上げ、引き続き毎年開催の予定であり、本年で7回目となり、中国側の国务院経済体制改革弁公室及び国家経済貿易委員会 とは、セミナーを通じて相互の協力関係、信頼関係が深まっています。

研修の関係も、本年度には、ウズベキスタン及びインドネシアの研修が新たに加わり、アジア開発銀行関係の第2回目の研修の実施など、事業の拡大、充実を図っています。

当財団の活動は、地道に継続して行なうことによって成果が得られるものであり、今後とも一層充実した、効果的な法整備支援活動に向けて努力し、関係の政府機関と緊密な連絡のもと、民間の立場でアジアの発展に寄与したいと願っています。

ところで、当財団としては、これまでの活動の実績もあり、アジア諸国の法制度に関する資料の収集にも努めていますし、例えばベトナムには、日本の法曹関係者が国際協力事業団から派遣されていますので、会員の皆さまから法制度に関する資料などについての御照会があれば出来るだけ御協力し、お役に立つよう努めたいと考えています。

重ねて、今後とも会員の皆さんの一層の御支援、御協力をお願いいたします。

<第一部>

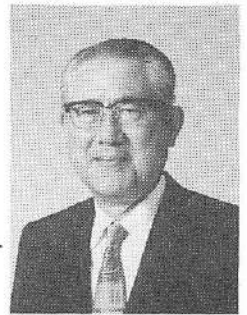
第十二回理事会・

第十一回評議員会

第12回理事会・第11回評議員会ご挨拶

平成14年5月21日(火)午後4時開会
法曹会館 高砂の間(2階)

財団法人国際民商事法センター
会長 伊藤正



本日は当財団の第12回理事会及び第11回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

当財団は設立以来3期6年を経過しましたが、所期の目的に従い法制度整備支援を中心として事業を発展させ、おかげさまで各事業とも大旨軌道に乗ってきております。

これら事業の推進にあたりましては、法務省や国際協力事業団をはじめとする政府関係機関並びに当財団役員、会員他関係者の皆様の絶大なご指導とご尽力のもとに成果を上げることが出来ているものであり、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

我が国とアジア及びその周辺諸国との経済関係は益々緊密化するとともに、相互依存の度合いも高まり、将来的には共同市場的な経済圏が段階的に実現されて行くことも夢ではなくなっていると考えます。

市場経済化を共通の土俵としてアジア各国が相互に発展するためには、各国が自国の法制度やその運用システムの整備を推進し、法の支配の確立に努め、ひいてはこれが国際的な投資や取引の環境の安定化をもたらすものでありますが、私はこれまでの法整備支援の活動を通じ、この流れの中で日本の果たす役割の大きさと重要性について認識を新たにしております。

この点、日本政府としても ODA 全体の予算は削減の方向にありますが、国際協力事業団の法整備支援に対する事業資金は年々増加していただいております。関係国に対するこの様な形での支援の意義と重要性が一段と評価されている証と考えております。

また、法務総合研究所の国際協力部におかれましても、人員、予算両面で充実が計られ、我が国の法整備支援事業推進の中心として、本格的な活動が開始されておりますことは、誠に心強いものと感じております。

私ども財団も民間の立場から一層積極的に諸事業に取り組む所存でありますが、後ほどご審議いただきます平成13年度事業報告、収支決算及び平成14年度事業計画、収支予算について、私の立場から1～2触れたいと思います。

財団の法人会員は昨年度新規入会4社、退会13社にて純減9社となり、会費収入は予算を未達となりましたが、諸経費について節減や効率的運用に努め、収支の健全性は維持しております。今年度は会員の増加について一層努力する所存ですが、何分にも厳しい経済環境のもとにあり、予算上は平成13年度実績とほぼ近い収入額に止めておりますことご理解いただきたいと思います。

一方事業支出につきましては国別研修でウズベキスタン、インドネシアが新たに加わること、カンボジアの民法、民訴法草案作成支援事業が最終とりまとめの時期となり支出増となることなど、国際協力事業団からの受託事業が昨年度より約20百万円増加する見込みであります。その他今年度はアジア開発銀行プログラムによるフィリピン裁判官研修への協力、知的財産権保護法制研究事業の海外調査費等も加わり、事業費は平成13年度の実績92百万円に対し平成14年度予算は122百万円と総額約30百万円の増加となります。

事業拡大に伴う財団としての資金増加について、当年度は繰越金の充当により繰り回しが出来ますが、来年度以降については、新規会員募集による会員収入の増加について私としても一段の努力をする所存であります。役員や関係者皆様にもご協力のほどお願い申し上げます。

一方、それと共に法務省、国際協力事業団他関係の方々にも一層のご協力をたまわりたく、この場をお借りし宜しくお願い申し上げます。

さて、当財団が第4期7年目に入るにあたり、本日は役員及び学術評議員の改選を審議いただきます。私としましては特別顧問、理事、評議員、監事及び学術評議員の方全員に再任をお願いしましたが、一部の方々を除き再任又は交代によるお引き受けを了承いただいております。

再任いただく方に加え新たに役員就任について内諾をいただいた方、企業のご都合により交代される方を含め、当財団第4期2年間の役員及び学術評議員の候補は議案資料記載のとおりですので、宜しくご検討をお願いします。

最後になりましたが、今回退任される役員の方々にはこれまでのご支援ご協力に対し心から感謝の意を表したいと思います。

それでは、本日の議事についてご検討いただき審議のほど宜しくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第十二回理事会議事録

- 1 開催日時 平成14年5月21日(火)16時00分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事35人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 9人
代理人出席 25人
(他の理事を代理人とする者 21人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者4人)
書面による表決 1人

4 付議事項

- 第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件
- 第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件
- 第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
- 第4号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件
- 第5号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
- 第6号議案 平成13年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
- 第7号議案 平成14年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長岡村泰孝が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長伊藤正から挨拶があり、次いで法務総合研究所国際協力部の活動について同部尾崎道明部長から概要の説明があった。

- (1)第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2)第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件は、原案通り全員一致をもって互選した。
- (3)第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (4)第4号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (5)第5号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (6)第6号議案 平成13年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、木村榮作、中川英彦両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成13年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。
次いで議長は、本議案を第十一回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成13年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(7)第7号議案 平成14年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第十一回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成14年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

- 1 小杉 丈夫
- 2 坂井 一郎

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明かにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成14年5月21日

議長

岡村泰孝



議事録署名人

小杉丈夫



議事録署名人

坂井一郎

財団法人国際民商事法センター第12回理事会出席者

理事会社

(アルファベット順、敬称略)

会 社 名	理 事			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
旭化成㈱	常任相談役	弓倉 礼一	本人出席		
アサヒビール㈱	名誉会長	樋口 廣太郎	議長宛委任状		
石川島播磨重工業㈱	会 長	稲葉 興作		法務室課長	今和泉 真一
大阪瓦斯㈱	相談役	大西 正文	議長宛委任状		
関西電力㈱	相談役	宮崎 勇	議長宛委任状		
㈱クボタ	相談役	三野 重和	議長宛委任状		
㈱小松製作所	相談役	片田 哲也	議長宛委任状		
新日本製鐵㈱	社 長	千速 晃	議長宛委任状		
住友金属工業㈱	名誉会長	新宮 康男	議長宛委任状		
住友商事㈱	名誉顧問	伊藤 正	本人出席		
住友電気工業㈱	相談役	川上 哲郎	議長宛委任状		
東京海上火災保険㈱	会 長	樋口 公啓		文書法務部長	海野 哲也
東京電力㈱	相談役	郡須 翔	議長宛委任状		
㈱東京三菱銀行	相談役	高垣 佑	議長宛委任状		
㈱東芝	会 長	西室 泰三	議長宛委任状		
東レ㈱	会 長	前田 勝之助	議長宛委任状		
トヨタ自動車㈱	社 長	張 富士夫		法務部主査	高瀬 由紀夫
旧㈱日本興業銀行	常務執行役員	谷代 正毅	議長宛委任状		
日本電気㈱	会 長	佐々木 元	議長宛委任状		
日本電信電話㈱	社 長	宮津 純一郎	議長宛委任状		
日本郵船㈱	会 長	根本 二郎	書面表決		
㈱日立製作所	相談役	三田 勝茂	欠 席		
松下電器産業㈱	名誉会長	松下 正治	議長宛委任状		
三井物産㈱	特別顧問	江尻 宏一郎	議長宛委任状		
三菱重工業㈱	会 長	増田 信行		法務部長	深井 直人
三菱商事㈱	会 長	植原 稔	議長宛委任状		

個人理事

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	岡村 泰孝	本人出席
㈱博報堂 相談役	磯邊 律男	本人出席
弁護士	稲田 克巳	議長宛委任状
弁護士	小杉 丈夫	本人出席
法務省法務総合研究所 所長	坂井 一郎	本人出席
弁護士	原田 直郎	議長宛委任状
(財)民事法務協会 顧問	枇杷田 泰助	欠 席
㈱電通 電通総研研究所長	福川 伸次	議長宛委任状
(財)台湾協会 理事長	梁井 新一	本人出席
弁護士	渡邊 悟朗	本人出席
事務局長	金子 浩之	本人出席

監事

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	木村 榮作	出 席
住商リース㈱ 副社長	中川 英彦	出 席

特別顧問

現 職	氏 名	出 席・欠 席
トヨタ自動車㈱ 名誉会長	豊田 章一郎	欠 席
弁護士	三ヶ月 章	出 席

財団法人国際民商事法センター第十一回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成14年5月21日(火)16時00分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 評議員36人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 4人
代理人出席 29人
(他の評議員を代理人とする者 28人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者1人)
書面による表決 3人

4 付議事項

- 第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件
- 第2号議案 平成13年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
- 第3号議案 平成14年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長岡村泰孝から本日の評議員会の議長に指名され着席。

議事に先立ち会長伊藤正から挨拶があり、次いで法務総合研究所国際協力部の活動について同部尾崎道明部長から概要の説明があった。

- (1)第1号議案 会長による理事及び監事委嘱の件は、原案通り委嘱することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2)第2号議案 平成13年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (3)第3号議案 平成14年度事業計画及び収支予算の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署名人に指名した。

- 1 小貫 芳信
- 2 野田 愛子

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明かにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成14年5月21日

議長

前田 宏

議事録署名人

小貫 芳信

議事録署名人

野田 愛子

財団法人国際民商事法センター第11回評議員会出席者

評議員会社

(アルファベット順、敬称略)

会 社 名	評 議 員			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
旭硝子㈱	会 長	瀬谷 博道	議長宛委任状		
伊藤忠商事㈱	社 長	丹羽 宇一郎	議長宛委任状		
㈱大林組	社 長	向笠 慎二	議長宛委任状		
オリックス㈱	会 長	宮内 義彦	議長宛委任状		
川崎重工業㈱	相談役	亀井 俊郎	議長宛委任状		
サントリー㈱	相談役	鳥井 信一郎	議長宛委任状		
三洋電機㈱	相談役	高野 泰明	議長宛委任状		
旧㈱三和銀行	特別顧問	佐伯 尚孝	議長宛委任状		
住友化学工業㈱	会 長	香西 昭夫	議長宛委任状		
ソニー㈱	顧 問	愛甲 次郎	議長宛委任状		
大成建設㈱	相談役	山本 兵蔵	議長宛委任状		
大和証券エスエムビーシー㈱	社 長	清田 瞭	書面表決		
東京瓦斯㈱	会 長	安西 邦夫	議長宛委任状		
日商岩井㈱	社 長	安武 史郎	欠 席		
日本航空㈱	社 長	兼子 勲		法務部長	桑原 勝
日本生命保険(相)	会 長	伊藤 助成	議長宛委任状		
野村證券㈱	社 長	氏家 純一	議長宛委任状		
旧㈱富士銀行	会 長	橋本 徹	議長宛委任状		
富士通㈱	社 長	秋草 直之	議長宛委任状		
丸紅㈱	社 長	辻 享	議長宛委任状		
三井住友海上火災保険㈱	社 長	植村 裕之	議長宛委任状		
㈱三井住友銀行	相談役	森川 敏雄	書面表決		
三菱化学㈱	会 長	三浦 昭	議長宛委任状		
三菱電機㈱	相談役	北岡 隆	議長宛委任状		

個人評議員

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	石川 正	議長宛委任状
法務総合研究所 国際協力部長	尾崎 道明	本人出席
法務総合研究所 総務企画部長	小貫 芳信	本人出席
弁護士	小野 昌延	書面表決
弁護士	河本 一郎	議長宛委任状
大阪大学 名誉教授	熊谷 信昭	議長宛委任状
駿河台大学 学長	竹下 守夫	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
弁護士	中野 貞一郎	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	欠 席
弁護士	野田 愛子	本人出席
弁護士	前田 宏	本人出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
(財)地球環境戦略研究機関理事長	森島 昭夫	議長宛委任状

平成13年度事業報告書

(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

1 役員会の開催

(1)第十回理事会

第十回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成13年5月21日 16:00～17:00

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事37名

(本人出席8名、代理人出席25名、書面による表決権行使者4名)

理事長岡村泰孝が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ全員一致をもって承認可決した。

議案：第1号議案 評議員推薦の件

(候補者 小貫 芳信 法務総合研究所総務企画部長

尾崎 道明 法務総合研究所国際協力部長)

第2号議案 学術評議員推薦の件

(候補者 青山 善充 成蹊大学教授

射手矢好雄 弁護士：第二東京弁護士会

中務嗣治郎 弁護士：大阪弁護士会

本江 威憲 公証人：銀座公証役場)

第3号議案 平成12年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第4号議案 平成13年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

弁護士 小杉 丈夫

(財)民事法務協会顧問 枇杷田 泰助

今回推薦された評議員及び学術評議員は平成13年5月21日付で会長伊藤正より委嘱された。

(2)第九回評議員会

第九回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成13年5月21日 16:00～17:00

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員35名

(本人出席 6 名、代理人出席 28 名、書面による表決権行使者 1 名)

理事長岡村泰孝から評議員前田宏が議長に指名され、第 1 号及び第 2 号の各議案について、理事会議長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事会議長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

議案：第 1 号議案 平成 12 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第 2 号議案 平成 13 年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

弁護士 西 迪雄

弁護士 中野 貞一郎

(3)第十一回理事会(書面による議決)

平成 13 年 8 月 21 日、理事長岡村泰孝は第十一回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとした。

9 月 10 日、各議案とも過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：第 1 号議案 理事推薦の件

(候補者 坂井一郎 法務総合研究所長)

第 2 号議案 評議員推薦の件

(候補者 香西昭夫 住友化学工業株式会社会長

安武史郎 日商岩井株式会社取締役社長

植村裕之 住友海上火災保険株式会社取締役社長)

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

弁護士 小杉 丈夫

(財)民事法務協会顧問 枇杷田 泰助

(4)第十回評議員会(書面による議決)

平成 13 年 9 月 25 日、理事長岡村泰孝は第十回評議員会を招集し、上記第十一回理事会で推薦された坂井一郎法務総合研究所長の理事委嘱について評議員会の承認を求め、議長に評議員前田宏を指名した。同日、前田評議員は、同議案について第十回評議員会議長として評議員各位に書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、10 月 15 日過半数の賛成を得てこれを承認可決した。

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

法務総合研究所国際協力部長 尾崎 道明

上記議決にもとづき、会長伊藤正は平成13年9月10日付けで香西昭夫、安武史郎及び植村裕之に評議員、平成13年10月15日付けで坂井一郎に理事をそれぞれ委嘱した。

2 法整備支援受託事業

(1)ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

①第14回ベトナム研修

研修期間：平成13年5月14日～6月8日（4週間）

研修実施場所：国際協力事業団大阪国際センター及び法務総合研究所

研修主要内容：「民事・刑事事件における検察官の役割と人材育成」を主要テーマとし、我が国の法体系の概要、裁判制度、検察官の研修・人事制度、上級検察庁の組織と役割、弁護士制度及び日本の司法制度改革について研修し、最高裁、司法研修所、東京地裁、国会、大阪地検、大阪刑務所などを見学した。

研修員：検察院関係者10名

ライ テー ナム	最高人民検察院ダナン上訴担当部部長代行
ヴ ズィ ホア	タイン・ホア省人民検察院検察院長
ルーン テー フーン	最高人民検察院ハノイ上訴担当部検事
ブイ ヒュー フーン	最高人民検察院ハノイ上訴担当部検事
ドー ヴィエト ヒュエ	最高人民検察院民事裁判監督部検事
グエン ヴァン ニューン	最高人民検察院経済事件捜査監督部検事
マー ジャー ゴー	最高人民検察院刑事事件捜査監督部検事
デイン テー ウン	最高人民検察院刑事裁判監督部検事
チャン ティ パー	ビン・デイン省人民検察院次席検事
チャン フク トーイ	最高人民検察院検事

②第15回ベトナム研修

研修期間：平成13年6月18日～7月13日（4週間）

研修実施場所：国際協力事業団大阪国際センター及び法務総合研究所

研修主要内容：「法曹養成と弁護士制度」を主要テーマとし、我が国の法体系の概要、裁判制度、近代法制の発展と法曹の役割、日本の法曹制度と裁判官の研修、弁護士・弁護士会の役割、弁護士制度の歴史、弁護士登録・懲戒制度・弁護士報酬、弁護士制度の比較法的考察等について研修、最高裁、司法研修所、東京地裁、国会、大阪地裁、大阪刑務所を見学した。

研 修 員： 司法省関係者10名

グエン ヴァン トアン	司法省弁護士・法律相談管理局次長
グエン タン トユイ	司法省民事判決執行局次長
レ ホン ソン	司法省行政刑事法局次長
グエン ティ キム カイン	ハノイ人民裁判所行政裁判所裁判長
ファン チ ヒュー	司法研修所研修課副主任
ドゥ ゴック ティン	司法研修所知識更新研修課副主任
ファン ティエン ヴォン	ドンナイ弁護士団幹事長
レ ホン ソン	司法省弁護士・法律相談管理局法律専門官
ファン ティ ホン ハー	司法省人事・研修局法律専門官
ドン ゴック バー	ハノイ法科大学経済法学科講師

③第16回ベトナム研修

研 修 期 間： 平成13年9月7日～10月12日（4週間）

研修実施場所： 国際協力事業団大阪国際センター及び法務総合研究所

研修主要内容： 「民事訴訟手続」を主要テーマとし、我が国の法体系の概要、裁判制度、民事訴訟手続、民事訴訟法の基本理念と改正の経緯、民事調停制度、民事訴訟における証拠の収集・評価、民事訴訟における上訴制度、民事事件の紛争解決手段の選択、民事訴訟法の改正前後における実務の変遷、民事訴訟手続における弁護士の活動、民事執行妨害対策等について研修し、最高裁、司法研修所、東京地裁、国会、大阪地裁、奈良家裁、大阪刑務所等を見学した。また、ベトナムが作成している民事訴訟法第6草案について検討する討論会を実施した。

研 修 員： 最高人民裁判所関係者10名

ユオン ヴァン ビン	最高人民裁判所民事部副部長
グエン ドック ヴィエト	最高人民裁判所民事部上席法律専門官
トルオン ヴィン トゥイ	在ホーチミン最高人民裁判所上訴部判事
クー ディン タン	最高人民裁判所上訴部判事
トラン ティ トゥ ヒエン	最高人民裁判所調査官
ホアン ティ タイン	最高人民裁判所司法理論研究所調査官
ブイ ティ ユン ホウエン	最高人民裁判所司法理論研究所法律専門官
ニュー ヴァン タム	タイ・グエン省裁判所上席判事
ホアン ヴァン クエン	ラン・ソン省裁判所次席判事
ユオン タイン バク	中央委員会内務監督部長

④第17回ベトナム研修

研 修 期 間： 平成14年2月18日～3月20日（4週間）

研修実施場所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）及び法務総合研究所（東京）

研修主要内容： 本研修はベトナム民法改正共同プロジェクトの一環として、ベトナム側関係者が来日し、同研究会の日本側メンバーとの検討会を中心に実

施。我が国の統治機構と法務省の役割、法曹育成を中心とした日越司法制度比較、弁護士制度、民事訴訟の基本概念及び手続概要について研修するとともに民法改正共同研究では総則、契約、担保取引等について掘り下げた議論がなされた。また最高裁、東京地裁、大阪法務局を訪問し見学した。

研 修 員： ベトナム民法改正共同研究会関係者 10 名

ディン チュン トゥン	司法省民事経済法局長
グエン バン コー	最高人民検察院民事裁判監督局長
チュ ドック ニュアン	政府法制局次長
チェ ハイ タイン	最高人民裁判所上訴部判事
グエン ゴック ディエン	カンフォ大学法学部長
ディン バン タイン	ハノイ法科大学科学管理局長
ホアン トゥイ ハン	司法省民事経済法局主任法律専門官
グエン コン カーン	司法省国際法国際協力局法律専門官
ディン ティ マイ フオン	司法省法務研究所研究官
トラン ホン グエン	国会法制局専門官

(2) 国際民商事法研修（マルチ研修）

平成13年度の研修も、カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナムの6ヶ国からの計10名に、日本人研修員7名が加わり、合計17名により以下の通り実施された。

第6回マルチ研修

研 修 期 間： 平成14年2月4日～3月8日（5週間）

研修実施場所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）及び法務総合研究所（東京）

研修主要内容： 「訴訟外紛争解決制度」を主要課題とし、「裁判所が提供する ADR の比較研究」及び「裁判所以外の機関が提供する ADR の比較研究」をサブテーマにして、講義受講、カントリーレポートの発表、グループディスカッションを行った。講義は、アジア諸国の法制度・法体系、民事訴訟制度の概要、国際的な ADR 諸制度等について受講し、2月15日に開催されたアジア・太平洋諸国 ADR シンポジウム及び2月25日に金沢で開催された国際民商事法研修 in 金沢に参加した。また、法務省、最高裁判所、国会、松下電器産業㈱、関西電力㈱美浜原子力発電所等を見学した。

研 修 員：

研修員：（カンボジア）

ウーッチ ボディ	商業省法務部商事紛争処理室事務官
タン セナロン	シェムリアップ州裁判所判事

(中国)

ザン・ガン 重慶工科大学外務部講師

(ラオス)

ヤンチュー コンチ 最高人民裁判所判事

ソムベット チャンタリウォン 最高人民検察院研究員

(モンゴル)

ナサン ツォクトサイハン 国会事務総局主任専門官

(ミャンマー)

ソー テイン ヤンゴン高等裁判所特別判事

キン マー マー 司法省長官官房地方法律局副局長

(ベトナム)

グエン ジャイン ラム 商業省商業法部副部長

ファム ズイ フン 計画投資省投資法制促進局事務官

(日本)

廣重 隆司 関西電力㈱総務室法務課・トクグループ

上田 紘一 住友化学工業㈱法務部

井口 直樹 アンダーソン・毛利法律事務所弁護士

濱口 浩 名古屋地方裁判所判事

堀内 伸浩 札幌地方検察庁室蘭支部長検事

山西 浩仁 法務省大臣官房民事訟務課

(3)カンボジア法整備支援研修(カンボジア研修)

平成7年度から行われていた、国際協力事業団から最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会の三機関に委託された国別特設研修は、本年度も見送りとされ、下記(4)民法・民事訴訟法特別研修が優先して実施された。

(4)カンボジア民法・民事訴訟法特別研修(カンボジア特別研修)

カンボジアの民法、民事訴訟法草案作成プロジェクトの第3年目を迎え、民法、民訴法の起草作業を更に充実・促進するため、同国の起草作業メンバーを研修員として招き、各作業部会の委員による講義、用語確定会議などを内容とする研修を以下の通り行った。

①民事訴訟法起草支援研修

研修期間：平成13年8月27日～9月7日（2週間）

研修実施場所：法務総合研究所、国際協力事業団東京国際センター

研修主要内容：カンボジア民事訴訟法(第2次案)の全条文について日本側委員と討論

研 修 員：

スイ ヌー 司法省次官
ヒー ソビア カンダル州裁判所所長
ユー ブン レン 控訴裁判所判事
サリ ティアラ 控訴裁判所判事
モン モニチャリヤー プノンベン市裁判所判事
ヒン ティリット コンボンチュナン州裁判所判事
チュオン ティッ 司法省大臣アシスタント
スン パニャヴット 司法省民刑事局検察課次長

②民法起草支援研修

研 修 期 間： 平成13年12月3日～12月21日（2週間）

研修実施場所： 国際協力事業団東京国際センター

研修主要内容： カンボジア民法草案(優先8分野)の全条文について日本側委員と
討論

研 修 員：

イ ダン 司法省次官補
ヒー ソビア カンダル州裁判所所長
サムレット ソボル 控訴裁判所判事
ユー ブン レン 控訴裁判所判事
サリ ティアラ 控訴裁判所判事
モン モニチャリヤー プノンベン市裁判所判事
ユー オッタラ 司法省国際局長
スン パニャヴット 司法省検察局長

(5)カンボジア法制度整備

カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトの第3年目を迎え、当財団は国際協力事業団からの委託契約にもとづき、国内委員会、民法及び民事訴訟法両作業部会の運営や現地長期派遣専門家との連絡調整等事務局業務を行った。

カンボジア法制度整備国内支援委員会 当年度5回開催

当年度新委員

野下 えみ 法務大臣官房秘書課付検事
佐分 晴夫 名古屋大学大学院国際開発研究科教授

民法作業部会 当年度13回の作業部会に加え集中審議8日間開催。

当年度新委員

本山 敦 愛知大学法学部助教授
一場 康宏 法務省民事局付

民事訴訟法作業部会 当年度11回の作業部会に加え集中審議5日間開催。

当年度新委員

高原 知明 法務省民事局付

丸山 毅 法務総合研究所国際協力部教官

なお、平成14年3月末現在、民事訴訟法案一判決手続は全333条が完成済であり、追加で依頼された強制執行もほぼ完成し、保全処分の本邦での審議は終え5月に完成する予定。また、民法は自然人、法人、所有権、契約、売買、不法行為、担保等の優先分野(652条)については、クメール語訳されており、所有権以外の物権、売買以外の各種契約、親族、相続等の非優先分野(575条)を含め平成14年度内に完成をめざす。

(6)ベトナム法制度整備

ベトナム民法改正共同研究のプロジェクトが平成13年度本格稼働し、当財団は事務局として協力。当年度は国内支援委員会が毎月、民法改正共同研究会が11回開催され、ベトナム現地での関係スタッフとのワークショップが以下のとおり開催された。

(1)平成13年5月

森島昭夫 「民法とは何か」

野村豊弘 「強行法規と任意法規・規約の法源性」

新美育文 「法の階層的構造」

(2)6月

内田勝一 「所有権」

新美育文 「市場経済における物権法の体系と基礎理論」

秋山靖浩 「所有形態・国有企業の財産関係」

(3)7月

佐藤恵太 「知的財産侵害と損害賠償」

松本恒雄 「不法行為責任」

野村豊弘 「債務不履行責任について」

(7) その他諸国研修等

ラオス研修

法務省及び名古屋大学が共同で実施する第4回ラオス法整備支援研修の研修員13名と懇談昼食会を開催した。

日 時： 平成13年10月16日

場 所： レストラン日比谷パレス

出席者： 法務総合研究所、日本弁護士連合会及び当財団

日本・モンゴル司法制度比較セミナー

法務総合研究所はモンゴル国に対する有効かつ適切な法整備支援に資するため、同国の立法・法改正担当者5名を招へいしセミナーを実施した。この機会に当財団は、研修員との懇談昼食会を開催した。

日 時： 平成13年11月6日

場 所： 法曹会館 寿の間

出席者： 法務総合研究所、日本弁護士連合会及び当財団

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

韓国大法院及び日本法務省の協力のもとに平成12年度にスタートした本研修について当年度も当財団は全面的に支援した。研修は前回同様東京とソウルにおいてそれぞれ実施された。

日本セッション 平成13年6月4日～6月12日（一週間）

場所：法務総合研究所

韓国セッション 平成13年9月21日～9月29日（一週間）

場所：大韓民国法院公務員教育院

主題：不動産登記制度

また、日本セッションにおいて研修員との懇談昼食会を以下のとおり開催した。

日 時： 平成13年6月6日

場 所： レストラン日比谷パレス

出席者： 法務総合研究所及び当財団

(2) 中国民法典制定への協力

中国側からの具体的要請がなく、また、日本側他関係機関との協力による本件取組も進まず見送りとなった。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 第6回日中民商事法セミナー

本年度は北京において、政府と企業との分離及び関係法律をテーマに第6回日中民商事法セミナーを以下の通り実施した。

日 時： 平成13年9月5日～6日

場 所： 首都大酒店

主 催： 当財団、中国国务院経済体制改革弁公室

後 援： 法務総合研究所

講 演： ①企業活動の自由と規制

神田秀樹 東京大学法学部教授

②公的企業の役割

塩野 宏 東京大学名誉教授

③政府と国有企業との関係は如何に法により位置付けられるか

于 吉 国家経済貿易委員会経済法規司副司長

④政府部門の職責、権限及び部門組織法

許 譚 国务院体改弁綜合調研司正局巡視員

⑤中国中央政府組織機構の設置

呉知倫 中央機構編制委員会弁公室司長

⑥公的企業の民営化をめぐる諸問題

吉田耕三 東日本旅客鉄道幹元副社長

⑦社会主義経済体制下での政府行為、行為方式及び関係法律

甘蔵春 国土資源部政策法規司司長

⑧総括 河本一郎 弁護士・当財団評議員

(2)日本・カンボジア民商事法セミナー

日本側からカンボジア司法省への民法及び民事訴訟法草案の引渡は、平成13年度内に行う予定であったが、民事訴訟法は平成14年5月以降、民法は8月以降となるため当年度予定したプノンペンでの記念セミナーの開催も平成14年度に延期することとなった。

(3)国際民商事法講演会

当年度から毎年1国に的を絞り、up-to-date なテーマを設定し、講演会をおこなうこととし、今年度はインドネシアを取り上げ、ADR シンポジウムのために来日した M.H.ウマール弁護士及びローエイシア会長のオーストラリア G.ヒューズ弁護士を講師として迎え、日本側からコメンテーターとして小杉丈夫当財団理事、JETRO 海外調査部柘植裕人氏に参加いただき講演会を開催。

日 時： 平成14年2月18日

場 所： 法曹会館 高砂の間

主 催： 当財団及び日本ローエイシア友好協会

講 演： (1)インドネシアの最近の一般情勢について

JETRO 海外調査部アジア大洋州課 柘植裕人

(2)オーストラリアから見た最近のインドネシア法制度の状況

オーストラリア ローエイシア会長・弁護士 G.ヒューズ

(3)インドネシアの ADR と今後の課題

インドネシア全国仲裁委員会副議長 弁護士 M.H.ウマール

総 括： 三ヶ月章 特別顧問

(4)アジア太平洋諸国 ADR シンポジウム

2年間にわたる ADR 調査研究会の成果の総まとめとして、調査対象国から各1名講師を招へいし、シンポジウムを開催した。これには第6回マルチ研修の研修員が研修のカリキュラムの一つとして参加した。

日 時： 平成14年2月15日

場 所： 大阪、法務総合研究所国際協力部国際会議室

主 催： 当財団及び法務総合研究所
 後 援： 法務省民事局、日本弁護士連合会、日本貿易振興会、(社)国際商事仲裁協
 会、(社)関西経済連合会、大阪商工会議所、関西アジア民商事法研究会
 対 象 国： オーストラリア、シンガポール、インドネシア、タイ、中国、韓国
 パ ー ト ナ ー：
 オーストラリア ジェラルト・ラフトサット弁護士
 中 国 沈四宝 对外経済貿易大学大学院院長
 インドネシア フセイン・ウマール弁護士
 韓 国 梁炳晦 建国大学校法科大学教授
 シンガポール ローレンス・ブー弁護士
 タ イ ヴィチャイ・アリアタンタカ裁判官
 日 本 池田辰夫 大阪大学大学院法学研究科教授
 上田卓哉 弁護士
 小原正敏 弁護士
 金子由芳 広島大学大学院国際協力研究科助教授
 田邊 誠 広島大学法学部教授
 中野俊一郎神戸大学大学院法学研究科教授
 リチャード・ノッティン シドニー大学法学部教授

参 加 者： 125名

(3) 他団体との共催事業

他団体の行った以下のプロジェクトに当財団から役員、事務局が参加した。

①第3回法整備支援連絡会

日 時： 平成13年9月13日
 場 所： 法務省浦安総合センター
 主 催： 法務省、JICA
 懇親会： 17:15～19:00

②佐賀法の日記念講演会

日 時： 平成13年10月19日
 場 所： ホテルニューオータニ佐賀
 主 催： 佐賀地方検察庁

なお、佐賀地検が出版した本講演会講演録を当財団役員に配布した。

③国際シンポジウム

「法の近未来像とアジア」

日 時： 平成13年11月10日
 場 所： 国際高等研究所
 主 催： (財)国際高等研究所

④ローエイシア第17回クライストチャーチ大会

期 間： 平成13年10月3日～9日

場 所： ニュージーランド クライストチャーチ パークロイヤルホテル

5 調査研究事業

(1)ADR(Alternative Dispute Resolution)調査研究

平成12年度から開始した本調査研究事業は、平成12年度の対象国への出張調査（シンガポール、インドネシア、中国、韓国、オーストラリア）に引き続き、広島大学大学院国際協力科金子由芳助教授により6月3日から7日の間タイの現地調査が実施された。

当年度は研究員メンバーにより担当国の調査及びアンケート結果の分析、整理が行われ、調査研究の総まとめと2月15日開催のシンポジウムの準備のため合計8回の研究会を開催した。

研究会メンバー	担当国
(座長) 池田辰夫 大阪大学大学院法学研究科教授	中国及び全体
田邊 誠 広島大学法学部教授	シンガポール
小原正敏 弁護士（きつかわ法律事務所）	インドネシア
上田卓哉 弁護士（きつかわ法律事務所）	オーストラリア
中野俊一郎神戸大学大学院法学研究科教授	韓国
金子由芳 広島大学大学院国際協力科助教授	タイ

本研究会及びシンポジウムの成果をとりまとめ、平成14年6月頃をめどに出版する予定。

(2)海外現地調査

以下の通り現地調査のため財団事務局及びその関係者が出張した。

①カンボジア法整備支援民法部会現地調査に同行

出張者： カンボジア法整備支援事務局 吉本篤人研究員

期 間： 平成13年11月5日～17日

②平成13年度中国関係プロジェクトのための調査

出張者： 当財団金子浩之事務局長

期 間： 平成13年7月26日～28日

訪問先： 國務院経済体制改革弁公室他

目 的： 第6回日中民商事法セミナーテーマ、講師等の下打合せ

(3)資料収集配布等

平成11年2月に実施した「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」をテーマにした国際シンポジウムの成果物が出版され、当財団役員会員に配布した。なお、本書は商事法務研究会からアジア・太平洋比較法制シリーズ2として市販されている。

6 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」

- 第13号 平成13年6月
平成12年度事業報告、平成13年度事業計画を掲載
- 第14号 平成13年10月
第6回日中民商事法セミナー特集

(2)「ICCLC NEWS LETTER」

- 第14号 平成14年1月
法総研国際協力部移転、日韓パートナーシップ研修報告等を掲載
- 第15号 平成14年3月発行
インドネシア講演会、ラオス報告を掲載

(3)ホームページの開設

ホームページを開設し、インターネット上での当財団の広報を始めた。
ホームページアドレス: <http://www.icclc.or.jp>

収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	100,000	56,800	43,200
2会費収入	42,400,000	40,900,000	1,500,000
3法整備支援受託事業収入	63,400,000	65,060,296	△1,660,296
4雑収入	0	88,989	△88,989
当期収入合計(A)	105,900,000	106,106,085	△206,085
前期繰越収支差額	23,023,000	23,023,147	△147
収入合計(B)	128,923,000	129,129,232	△206,232
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	71,800,000	71,621,715	178,285
その他法整備支援事業費	3,700,000	1,258,802	2,441,198
シンポジウム等運営事業費	19,900,000	13,258,232	6,641,768
調査研究事業費	4,500,000	4,312,857	187,143
広報事業費	2,600,000	2,117,685	482,315
事業費計	102,500,000	92,569,291	9,930,709
2管理費			
会議費	1,200,000	695,739	504,261
事務管理費	5,120,000	3,777,594	1,342,406
賃借料	6,080,000	5,896,920	183,080
人件費	5,700,000	4,100,263	1,599,737
管理費計	18,100,000	14,470,516	3,629,484
3固定資産関係費	700,000	0	700,000
4予備費	1,000,000	0	1,000,000
当期支出合計(C)	122,300,000	107,039,807	15,260,193
当期収支差額(A)-(C)	△16,400,000	△933,722	△15,466,278
次期繰越収支差額(B)-(C)	6,623,000	22,089,425	△15,466,425

注:平成13年度収支計算書においては、事業費の項目のうち国際協力事業団からの法整備支援受託事業に関連するものを取りまとめ、それ以外のものと区別して計上することとした。

(従来)	(平成13年度以降)
法整備支援受託事業費	法整備支援受託事業費
法整備支援関連事業費	その他法整備支援事業費

収支計算書内訳(参考)

予算:平成13年度予算 決算:平成13年度決算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(予算)50,000×0.2%(定期預金)=100 (決算)50,000×0.114%(定期預金)=57		
2会費収入 (年会費1口200千円)	予 算	決 算	
	理事・評議員会社	21,800(50社、107口)	21,400(50社、107口)
	一般会社	20,600(101社、105口)	19,500(93社、97.5口)
	計	42,400(151社、212口)	40,900(143社、204.5口)
3法整備支援受託事業収入	予 算	決 算	
	ベトナム研修	5,200	7,980
	マルチ研修	4,000	2,709
	カンボジア研修	0	0
	カンボジア特別研修	3,000	5,879
	カンボジア法制度整備	38,500	39,094
	ベトナム法制度整備	12,700	9,069
	その他諸国研修	0	329
	計	63,400	65,060
II 支出の部			
1事業費 法整備支援受託事業費	ベトナム研修	7,600	8,966
	マルチ研修	6,200	5,088
	カンボジア研修	200	0
	カンボジア特別研修	3,600	6,696
	カンボジア法制度整備	40,200	41,192
	ベトナム法制度整備	13,500	9,058
	その他諸国研修	500	622
	計	71,800	71,622
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修	1,700	1,259
	アジア開銀研修	0	0
	中国民法典制定への協力	2,000	0
	計	3,700	1,259
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	6,500	6,780
	国際民商事法講演会	2,200	639
	日本・カンボジア民商事法セミナー	5,000	0
	アジア・太平洋ADRシンポジウム	5,000	5,071
	他団体との共催事業	1,200	766
	計	19,900	13,258
調査研究事業費	ADR調査研究	2,200	3,003
	海外現地調査	1,700	909
	資料収集配布等	600	401
	計	4,500	4,313
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	1,300	850
	パンフレット作成・ホームページ開設	800	991
	郵送費	500	277
	計	2,600	2,118

	予 算	決 算
2管理費		
会議費	理事会、評議員会他役員会 800	268
	その他会議、会合費 400	428
	計 1,200	696
事務管理費	旅費交通費 1,600	1,927
	通信費 800	640
	備品消耗品費 600	275
	水道光熱費 230	222
	OA機器リース料 350	351
	その他諸経費 1,540	573
	計 5,120	3,988
事務所賃借料	家賃 4,480	4,394
	共益費 1,600	1,502
	計 6,080	5,896
人件費(人材派遣会社 業務委託料)	事務職一人 3,500	3,216
	大阪事務所協力員一人 2,200	674
	5,700	3,890
3固定資産関係費	敷金(家賃値上げに伴う積増し) 0	0
	間仕切、内装、パソコン等 700	0
	計 700	0

正味財産増減計算書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 増加原因の部			
1 基本財産運用収入		56,800	
2 会費収入		40,900,000	
3 法整備支援受託事業収入		65,060,296	
4 雑収入			
受取利息	58,439		
雑収入	30,550		
		88,989	
合 計			106,106,085
II 減少原因の部			
1 事業費			
法整備支援受託事業費	71,621,715		
その他法整備支援事業費	1,258,802		
シンポジウム等運営事業費	13,258,232		
調査研究事業費	4,312,857		
広報事業費	2,117,685		
		92,569,291	
2 管理費			
会議費	695,739		
事務管理費	3,777,594		
賃借料	5,896,920		
人件費	4,100,263		
		14,470,516	
3 減価償却額			
建物付属設備減価償却額	115,013		
器具備品減価償却額	615,491		
		730,504	
合 計			107,770,311
当期正味財産増加額			△1,664,226
前期繰越正味財産額			79,905,218
期末正味財産合計額			78,240,992

注:税法基準に基づき、定率法にて減価償却を実施しております。

貸 借 対 照 表
平成14年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1流動資産			
(1)現金	190,711		
(2)銀行預金	5,462,759		
(3)有価証券	10,165,311		
(4)未収金	8,547,903		
(5)仮払金	46,200		
流動資産合計		24,412,884	
2固定資産			
基本財産			
定期預金	42,500,000		
投資有価証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1)建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△249,061		
(2)器具備品	3,116,951		
減価償却累計額	△1,448,720		
(3)電話加入権	301,392		
(4)差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	6,151,567		
固定資産合計		56,151,567	
資産合計			80,564,451
II 負債の部			
1流動負債			
未払金	2,323,459		
流動負債合計		2,323,459	
2固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			2,323,459
III 正味財産の部			
正味財産			78,240,992
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(△1,664,226)
負債及び正味財産合計			80,564,451

財 産 目 録
平成14年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金 現金手許有高	190,711	
普通預金東京三菱銀行 虎ノ門支店	4,025,427	
日本興業銀行 預金融資事務部	121,323	
三井住友銀行 日比谷支店	80,785	
富士銀行 虎ノ門支店	82,429	
三井住友銀行 本店公務部	70,996	
UFJ銀行 東京営業部	82,338	
住友信託銀行 東京営業部	999,461	
有価証券中国ファンド大和証券	10,165,311	
未収受託事業収入 国際協力事業団	8,547,903	
仮払金	46,200	
流動資産合計		24,412,884
2 固定資産		
(1)基本財産		
定期預金東京三菱銀行 虎ノ門支店	10,000,000	
日本興業銀行 預金融資事務部	10,000,000	
三井住友銀行 日比谷支店	7,500,000	
富士銀行 虎ノ門支店	7,500,000	
UFJ銀行 東京営業部	7,500,000	
投資有価証券中国ファンド大和証券	7,500,000	
基本財産合計	50,000,000	
(2)その他の固定資産		
建物付属設備	944,005	
減価償却累計額	△249,061	
器具備品	3,116,951	
減価償却累計額	△1,448,720	
電話加入権	301,392	
差入保証金	3,487,000	
その他の固定資産合計	6,151,567	
固定資産合計		56,151,567
資産合計		80,564,451
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金 人件費・印刷製本費等	2,323,459	
流動負債合計		2,323,459
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		2,323,459
正味財産		78,240,992

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター

理事長 岡村 泰孝 殿

平成14年4月17日

財団法人国際民商事法センター

監事 木村 榮作



同 中川 英彦



私たちは、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第6期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

平成14年度事業計画書

(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

1 法整備支援受託事業

国際協力事業団は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力事業団の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所と協力し実施している。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

法務総合研究所は平成13年4月に国際協力部(東京)を新たに設け、これら法整備支援の取組み体制を強化しており、この国際協力部は平成13年11月に新たに完成した大阪中之島合同庁舎に移転し、活動の拠点を関西に移した。

これを機会に当財団も大阪事務所を設け、協力員1名を配置するとともに、関西の役員他関係者の協力を得て諸プロジェクトを円滑に取り進める体制を整えている。

(1)ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

平成11年11月、国際協力事業団とベトナム司法省は、ベトナムの法整備支援に関する新たな3カ年契約(フェーズ2)を締結し、支援活動の一層の充実、拡大を計っており、その中の一環として日本での研修は平成12年度から年4回に倍増され、年間約40名の研修員を受け入れている。

尚、上記フェーズ2契約は、とりあえず平成15年3月迄延長が決定しており、平成15年度以降の支援については当年度内に別途両国関係者間で協議される。

平成14年度ベトナム研修スケジュール

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 第18回研修 | 平成14年5月13日～6月7日 |
| | 最高人民検察院を中心に検察官10名、メインテーマ経済犯罪 |
| 第19回研修 | 平成14年6月24日～7月19日 |
| | 司法省を中心に立法関係者10名、メインテーマ証券取引 |
| 第20回研修 | 平成14年9月17日～10月11日 |
| | 最高人民裁判所を中心に裁判官10名、メインテーマ民事訴訟法 |
| 第21回研修 | 平成14年11月18日～12月13日 |
| | 司法省を中心に立法関係者10名、メインテーマ担保取引 |

第18回研修は最高人民検察院検察官を対象とした研修となるが、ベトナムにおいては検察官が民事事件にも深くかかわるシステムがとられており、また、国際協力事業団からはベトナム研修全体の効率的運営のため、平成12年度から検察官研修も含め当財団に一括業務委託されることになったものであり、民商事法分野にも関連する研修として実施する。

研修場所は法務総合研究所国際協力部(大阪)を中心とし、研修期間中、1週間～10日間を東京(法務総合研究所)にて実施することになる。

研修の講師には当財団役員、学術評議員にも引き受けていただき、又、研修期間中に法曹関係機関の見学や企業訪問、日本側関係者との懇談、交流の場を設ける。

(2)国際民商事法研修（マルチ研修）

マルチ研修も平成14年度は第7回目を迎える。対象国は今回からカンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイの7ヶ国（ベトナムをはずし、新たにカザフスタン、タイを加える。）となり、各国から2名合計14名の研修員が来日する予定。この国際研修には、従来より日本人研修員（法務省、裁判所、企業法務）6名も加わり、5週間にわたり合宿により日本法制度全般について共同研修（今回は一般研修の他、知的財産権保護を特別テーマとして焦点を当てる。）を行うもので、研修員相互の理解も深め、国際研修としての成果を上げている。財団関係者による講師の引受、見学旅行や企業訪問、研修員によるカントリーレポート発表会、懇談交流会等研修を円滑に進めるため幅広い協力を行う。なお、この研修に参加する日本人研修員の費用は原則として当財団が負担する。

第7回マルチ研修 平成15年2月～3月 約5週間

研修場所：法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修期間中約一週間は東京で行い、また石川県金沢市を見学訪問する。

(3)カンボジア民法・民訴法起草支援研修（カンボジア特別研修）

下記(4)カンボジアの民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトは期間を1年延長し、平成14年度は最終段階となる。昨年同様カンボジア側担当スタッフの草案作成作業レベルアップ及びその用語定義の理解向上のため実務関係者に日本に来てもらい、民法作業部会及び民事訴訟法作業部会の先生方による研修を集中的に実施する。

この特別研修は当財団が国際協力事業団から委託を受け、下記(4)カンボジア法制度整備プロジェクトの一環として全面的に協力する。

カンボジア（民法）特別研修 平成14年6月下旬～7月上旬 2週間
現地民法関係スタッフ 8名
研修場所： 法務総合研究所（東京）
カンボジア（民訴法）特別研修 平成14年12月上旬～12月下旬 2週間
現地民訴法関係スタッフ 8名
研修場所： 法務総合研究所（東京）

(4)カンボジア法制度整備（民法、民訴法起草支援）

当財団は国際協力事業団から、カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成のため設立された国内支援委員会（委員5名）、民法作業部会（委員14名）、民事訴訟法作業部会（委員12名）の運営業務を受託している。

本プロジェクトは1年延長され当年度は最終第4年目を迎え国内支援委員会4～5回、民法作業部会及び民事訴訟法作業部会各々10回程度開催の予定であり、又各委員が担当毎にカンボジア現地に出向いてカンボジア側関係者とワークショップも継続する。更に、草案条文や現地ワークショップ用資料のクメール語への翻訳、ワークショップ録音のテープ起こし等の作業量の拡大に伴い、国際協力事業団から当財団への委託料は昨年度より増加する。

当財団としてこの運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者4名を起用して取り進めている。

また、当財団は当財団事務所会議室、事務機器の使用便宜、各委員への謝金や交通費、諸会議費等に補助支援を行っている。

本件プロジェクトは、平成14年度中には草案成果をカンボジア側に引き渡すことが目標である。カンボジア側はこの草案を受けて司法省、閣僚評議会等関係機関の審議を経て最終的には国会に上程されるもので、平成15年度以降も日本側の支援、フォロー協力が要請されることとなろう。

(5)ベトナム法制度整備（民法改正共同研究）

国際協力事業団とベトナム司法省との法整備フェーズ2契約によるベトナム民法改正共同研究（委員11名）プロジェクトは平成12年度にスタートし、当年度は総まとめの年となる。当年度も支援委員会が毎月、民法改正共同研究会が13～14回開催される他、ベトナム現地ワークショップも数回実施される予定。

当財団は引き続き事務局として、大学院生1名を起用し、カンボジア法制度整備と同様の支援協力を行う。

(6)ウズベキスタン法整備支援研修（ウズベキスタン研修）

ウズベキスタンは1991年のソ連邦崩壊後、中央統制計画経済から市場経済への移行を目指し、そのための法制度の整備を進めているが、課題が山積みしており、欧米諸国の法の継受により発展してきた日本による協力を求めている。

国際協力事業団及び法務総合研究所国際協力部は昨年度専門スタッフを19日間同国に派遣し、基礎的な調査を実施し、当年度から同国法整備支援研修を開始することとなった。

当財団は国際協力事業団から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたるもので、当年度の実施内容は次のとおり。

(イ)ウズベキスタン高官招聘特別研修（第1回ウズベキスタン研修）

平成14年4月1日～4月19日

研修員 司法省事務次官、最高経済裁判所副長官、共和国検察庁民事局長の3名

研修場所 法務総合研究所国際協力部（大阪）8日間

法務総合研究所（東京）6日間

名古屋大学 1日

同国高官3名を招聘し、日本と同国の法制度全般の比較研究及び同国に対する法整備支援のあり方について協議を行う。

当財団は研修業務推進に協力するとともに、東京において懇談交流会を開催する。

(ロ)第2回ウズベキスタン研修

平成14年10月28日～11月23日

司法省、大学関係者等10～15名

研修場所 法務総合研究所国際協力部（大阪）

法務総合研究所（東京）

名古屋大学

(7)日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー（インドネシア研修）

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

同国への支援検討のため、第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要がある、当年度は日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとしてスタートするもの。（研究セミナーとしているが、実質的には研修のカテゴリーに入るので「インドネシア研修」と略称する。）

当財団は国際協力事業団から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

第1回インドネシア研修

平成14年7月8日～7月30日

研修員 インドネシア裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など12名

研修場所 法務総合研究所国際協力部（大阪）

法務総合研究所（東京）

(8)その他諸国研修等

当財団が直接業務委託を受けていないが、国際協力事業団の研修として、ラオス研修（名古屋大学、法務省による研修）などがあるが、当財団としても研修員と当財団関係者との交流の場を設け、当該国の法制度の最新の状況について情報の入手に努めている。このような機会はその他アジア諸国とも増加すると思われ、当財団としても可能な範囲で支援協力することとしたい。（国際協力事業団との関係事業として一括管理している。）

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力事業団の ODA 関係の事業とは別に法務総合研究所と共催による日韓パートナーシップ研修、アジア開発銀行の国際研修プログラムへの参加協力等も行っており、これらを一括し、その他法整備支援事業として管理している。

(1)日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院（最高裁）と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。

第4回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記及び執行制度

韓国セッション 平成14年6月7日～6月17日 ソウル

日本チーム5～6名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修

日本セッション 平成14年9月2日～9月11日 東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5～6名と共に法務総合研究所（東京）において研修

(2)アジア開発銀行研修（ADB 研修）

平成12年度に法務総合研究所及び当財団はアジア開発銀行プロジェクトによる法制度についての国際研修を日本において開催した。（6か国から12名の研修員が来日、約80日間にわたり研修）

当年度はフィリピンの裁判官を対象として、ADB プログラムに基づく研修を前回同様法務総合研究所及び当財団が日本側共催者となり日本において実施する。

第2回 ADB 研修/フィリピン裁判官研修

平成14年6月3日～6月21日

フィリピン裁判官 10～15名

メインテーマ 司法制度の効率的運用

研修場所 法務総合研究所国際協力部（大阪）

法務総合研究所（東京）

当財団は研修員の滞在費の一部、講師謝金、教材諸費用等について支援するとともに、見学、企業訪問、懇談交流会等を企画実施する。

3 シンポジウム等運営事業

(1)日中民商事法セミナー

市場経済化を推進している中国が WTO に加盟し、その法制度の動向は我が国にとっても極めて関心の強いところであり、当年度の第7回日中民商事法セミナーはこれに焦点をあて中国から講師を招聘し、東京、大阪において開催する。

第7回日中民商事法セミナー

時 期 平成14年9月12日（予定）

場 所 東京、麗星ホール

日本側主催 当財団

後 援 法務総合研究所

メインテーマ (イ)中国民法典集大成への道

(ロ)WTO 加盟後の法制度整備の状況及び問題点

今回中国側は国务院経済体制改革弁公室及び国家経済貿易委員会が窓口となり、講師3～4名が来日する予定で、日本側パネリスト数名も参加しパネル討論を行う。なお、翌日9月13日には中国講師に大阪に移っていただき、東京と同テーマについて講演会を開催する。（中之島合同庁舎国際会議室）

(2)日本・カンボジア民商事法セミナー

平成14年度中に国際協力事業団/カンボジア司法省の支援協力契約の最終成果物として、民法及び民訴法草案の引き渡しが行われる予定となっている。本件プロジェクトの総括と更に将来に向けての新たな協力関係の構築に向けて、両国の関係者による記念セミナーをプノンペンにおいて開催する。

時 期 平成14年10月乃至11月

場 所 プノンペン

日本側三者共催 法務総合研究所

国際協力事業団

当財団

(3)国際民商事法講演会

ベトナム研修やマルチ研修で来日する研修員には当該国の司法の中堅で活躍されている方もおり、この様な方による講演会（カントリーレポート）や日本側関係者との座談会など適宜実施する。

これとは別に、毎年1国に的を絞り up-to-date なテーマを設定し、講演会開催を企画することとし、当年度は ADB 研修で来日するフィリピン裁判官の中から講師を依頼し、フィリピンの裁判制度について講演会を開催する予定。

時期 平成14年6月

場所 東京

(4)アジア太平洋諸国知的財産権保護法制ミニシンポジウム

当年度から調査研究事業として知的財産権研究会を設置するとともに、第7回マルチ研修では特別テーマとして知的財産権を取り上げる。

研究会の対象国6か国の調査研究の中間成果とマルチ研修参加国7か国の研修員による知的財産権研修内容をまとめて一堂に会しミニシンポジウムを開催するもの。

時 期 平成15年2月

場 所 大阪中之島合同庁舎国際会議室

主 催 当財団及び法務総合研究所国際協力部

後 援 JETRO

対象国 研究会：インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、中国、韓国

マルチ研修：カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ

(5)他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

4 調査研究事業

(1)知的財産権保護法制調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家をお願いし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADRを実施し、当年度から第3期として知的財産権の保護法制を取り上げることとなった。

知的財産権保護法制調査研究会（知財研）

主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援 JETRO

期 間 平成14年度～15年度 2年間

対象国 インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、中国、韓国 6か国の予定

研究会 顧 問 小野昌延弁護士

座 長 江口順一大阪大学名誉教授

研究員 学者、弁護士6名

法務省（国際協力部及び民事局）及び裁判官からも参加

JETRO 1名

当年度は定期的研究会開催による基礎調査、海外調査準備（アンケート作成他）、各研究員分担による対象国調査訪問等を行い、第2年度（平成15年度）に研究の総まとめ、国際シンポジウム開催、成果物出版となる予定。

(2)海外現地調査

法務総合研究所及び当財団関係者がマルチ研修参加国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援研修の内容、方法などについて現地の関係者の要望を

直接聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。平成14年度は、ラオス、モンゴル等2～3ヶ国を対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に、当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 機関誌等発行

(1)機関誌"ICCLC"発行

平成14年6月	平成13年度事業報告、平成14年度事業計画を掲載
平成14年11月	第7回日中民商事法セミナー特集
平成14年1月	未定

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間3～4回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの開設

日本語パンフレットの役員名簿の up-to-date 化。
平成14年1月末に開設した当財団ホームページのフォローと内容の充実を計る。

収 支 予 算 書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	100	100	0
2会費収入	40,400	42,400	△2,000
3法整備支援受託事業収入	85,100	63,400	21,700
当期収入合計(A)	125,600	105,900	19,700
前期繰越収支差額	22,089	23,023	△934
収入合計(B)	147,689	128,923	18,766
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	92,850	71,800	21,050
その他法整備支援事業費	3,900	3,700	200
シンポジウム等運営事業費	13,900	19,900	△6,000
調査研究事業費	9,400	4,500	4,900
広報事業費	2,100	2,600	△500
事業費計	122,150	102,500	19,650
2管理費			
会議費	1,200	1,200	0
事務管理費	5,200	5,120	80
賃借料	6,100	6,080	20
人件費	5,000	5,700	△700
管理費計	17,500	18,100	△600
3固定資産関係費	600	700	△100
4予備費	1,000	1,000	0
当期支出合計(C)	141,250	122,300	18,950
当期収支差額(A)-(C)	△15,650	△16,400	750
次期繰越収支差額(B)-(C)	6,439	6,623	△184

注:平成14年度収支予算書においては、事業費の項目のうち国際協力事業団からの法整備支援受託事業に関連するものを取りまとめ、それ以外のものと区別して計上することとした。

(従来)	(平成13年度以降)
法整備支援受託事業費	→ 法整備支援受託事業費
法整備支援関連事業費	→ その他法整備支援事業費

収支予算書内訳(参考)

H14:平成14年度予算 H13:平成13年度予算

(単位:千円)

I 収入の部			
1 基本財産運用収入			
(H13) 50,000×0.2%(定期預金)=100 (H14) 50,000×0.2%(定期預金)=100			
2 会費収入			
(年会費1口200千円)			
		H14	H13
理事・評議員会社	21,400(50社、107口)	21,800(50社、107口)	
一般会社	19,000(90社、95口)	20,600(101社、105口)	
計	40,400(140社、202口)	42,400(151社、212口)	
・3 法整備支援受託事業収入			
	H14	H13	
ベトナム研修	6,200	5,200	
マルチ研修	3,000	4,000	
カンボジア特別研修	5,800	3,000	
カンボジア法制度整備	53,700	38,500	
ベトナム法制度整備	13,400	12,700	
ウズベキスタン研修	1,520	0	
インドネシア研修	1,480	0	
計	85,100	63,400	
II 支出の部			
1 事業費			
法整備支援受託事業費			
	H14	H13	
ベトナム研修	8,000	7,600	
マルチ研修	5,200	6,200	
カンボジア特別研修	6,500	3,600	
カンボジア法制度整備	53,300	40,200	
ベトナム法制度整備	14,000	13,500	
ウズベキスタン研修	2,600	0	
インドネシア研修	2,500	0	
その他諸国研修	750	500	
計	92,850	71,600	
その他法整備支援事業費			
日韓パートナーシップ研修	1,400	1,700	
アジア開銀研修	2,500	0	
中国民法典制定への協力	0	2,000	
計	3,900	3,700	
シンポジウム等運営事業費			
日中民商事法セミナー	6,600	6,500	
国際民商事法講演会	1,000	2,200	
日本・カンボジア民商事法セミナー	4,000	5,000	
アジア太平洋ADRシンポジウム	0	5,000	
アジア太平洋知財権ミニシンポジウム	1,300	0	
他団体との共催事業	1,000	1,200	
計	13,900	19,900	
調査研究事業費			
アジア太平洋ADR調査研究	0	2,200	
アジア太平洋知財権調査研究	7,200	0	
海外現地調査	1,000	1,700	
資料収集配布等	1,200	600	
計	9,400	4,500	
広報事業費			
機関誌、NEWS LETTER発行	1,300	1,300	
ホームページ経常費用/メンテナンス	500	800	
郵送費	300	500	
計	2,100	2,600	

		H14	H13
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会	800	800
	その他会議、会合費	400	400
	計	1,200	1,200
事務管理費	旅費交通費	2,000	1,600
	通信費	800	800
	備品消耗品費	400	600
	水道光熱費	230	230
	OA機器リース料	350	350
	その他諸経費	1,420	1,540
	計	5,200	5,120
事務所賃借料	家賃	4,500	4,480
	共益費	1,600	1,600
	計	6,100	6,080
人件費(人材派遣会社 業務委託料)	事務職一人	2,880	3,500
	大阪事務所協力員一人	2,120	2,200
	計	5,000	5,700
3固定資産関係費 事務所開設費 什器備品等購入	敷金(家賃値上げに伴う積増し)	0	0
	間仕切、内装、パソコン等	600	700
	計	600	700

< 第二部 >

講演/国際民商事法シンポジウム IN 金沢

今年2月4日～3月8日の4週間にわたり実施された第6回国際民商事法研修（カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナムの6か国の研修員10人及び日本人研修員7人参加）の研修員は、2月24日、25日の2日間研修旅行で金沢市を訪問し、石川国際民商事法センター主催による「国際民商事法シンポジウム IN 金沢」に参加した。

広島市立大学教授・明治維新史学会長の毛利敏彦先生による本講演は、シンポジウムに参加した研修員並びに石川国際民商事法センター（会長北國新聞社飛田秀一会長、石川県下の企業31社を会員とし、当財団事業を支援いただくとともに、石川県においてアジア各国の法制度について講演会他独自の活動を行っている）の関係者を対象とし、明治維新における近代司法制度建設の歴史とこれに貢献した江藤新平について大変わかり易くお話いただいたものです。

本講演は来日された研修員の方々に大きな感銘を与えましたが、我々日本人にとっても明治維新において初代司法卿となった江藤新平の人物像は認識を新たにするものであり、本号に掲載しました。

講師毛利敏彦氏略歴

1956年九州大学法学部卒業後、同大学大学院博士課程終了、大阪市立大学教授を経て現職。広島市立大学教授、大阪市立大学名誉教授、明治維新史学会長

広島市立大学教授 毛利 敏彦

はじめに

今日は「日本の近代司法制度建設と江藤新平」についてお話しします。

今から140年ほど前の19世紀後半に日本で大革命が起きました。「明治維新」と呼ばれております。このとき日本の近代国家体制がスタートして、政治・経済・社会の様々な面で大きな改革がなされました。それらの改革の中でも最も重要な改革の一つが、司法制度の改革であります。

このとき西ヨーロッパ型の近代司法制度が全面的に導入されました。この新しい司法制度の精髓、基本的な考え方のひとつは「法の支配」ということです。これは司法権の自立と密接に結びついた考え方です。もうひとつの考え方は、「法の前の平等」。この「法の支配」と「法の前の平等」は基本的人権が実現されるためになくてはならない大前提で、この司法制度の改革は日本社会の近代化に決定的に重要な意義を持っているわけです。



講師毛利敏彦氏

それまでの日本にもかなり発達した司法がすでに存在していました。社会の治安は概ね維持されており、裁判も制度的に行われておりました。ところがそれまでの日本の司法には、新しい西欧型の近代司法制度とは大きく違ったところがありました。

ひとつは身分法制でありました。つまり社会の構成員が、武士身分や農民身分、商人身分などにはっきり区別されており、身分ごとに法的な扱いが違っていました。つまり法の前の平等でなかったわけです。

もうひとつは、行政と司法がまだ分離していませんでした。行政機関である奉行所が裁判も行っていました。つまり、司法権の自立が不充分でありました。

このような状態のところに、基本的な理念の違った新しい西欧型司法制度を全面的に導入するということは、これは文化摩擦を伴う、極めて困難な事業でありました。普通なら10年も20年もかかり、様々な困難を経て、ようやく実現するような非常に難しい事業だったわけです。明治維新の場合には、わずか2年たらずという極めて短い期間にそれが実行されました。これは驚くべきことです。

そこには一人の天才的な改革者、江藤新平という人物の、大変大きな働きがあったのです。今日はその話をするのですが、話の順序としては、まずここにまで至る経緯を簡単に見ておきたいと思います。

1. 明治維新まで

日本列島に人が住み始めてから何万年も経ち、ある程度人口が増え、国家的なまとまりができて、自らを「日本」と名乗るようになったのは7世紀の初めです。この頃、お隣の中国では「唐」という名の王朝が栄えていました。唐では大変レベルの高い法の制度、法の文化、これを律令制度といっておりますが、そういうものがあって、日本人は熱心に学び、やがて日本的な律令制を作り出します。刑事法を中心とした法制度、法の文化である律令法の考え方は色々と変化しながらも、明治維新まで約1千年間存続をしてきました。

ところで中世の終わりの15世紀から16世紀にかけて、日本国内では大動乱が起きました。戦国時代です。そして17世紀初めに、徳川家康がその混乱を平定して江戸、今の東京に幕府、つまり中央政府を開いて日本全土を治めました。ここに江戸時代が始まります。

江戸時代の社会の大きな特徴は、身分制社会であることです。社会が幾つかの集団に分かれており、その最も大きな特徴は職業が世襲されるということです。そして人口の1割弱だった武士身分は公の仕事である行政や軍事を独占し、経済活動には従事していませんでした。経済活動は他の身分である農民や商人の身分の人たちが世襲的に行う、そういう体制でした。

政治体制は幕藩領主制と言って、武士身分が中央にある江戸幕府と約270の「藩」という名前の地方政府に分かれており、中央の江戸幕府が国土の4分の1を直接支配していました。残りの4分の3である270の地方政府は、大きな藩もあれば小さな藩もあり、最も大きな藩はここ石川でした。当時は前田家の「加賀の国」

が102万石で最も大きい藩であり、また一番小さな藩は、その100分の1、1万石の藩もありました。

このように幕府と藩の組合せで国家ができていました。この体制は大変安定しており、それから250年間の「徳川の平和」といわれる時代になります。これは相当程度の人口を持っている地域としては、世界の歴史上でも極めて稀な、平和で安定した体制でした。

国内では、1637年の「島原の乱」という宗教戦争の後には、全く戦争がなくなりました。1639年にはいわゆる「鎖国」で、対外関係を厳しく制限し、その結果、外国との戦争もなくなりました。250年にわたって、国内国外ともに戦争のない、世界でも珍しい平和な社会が到来しました。社会が安定し、平和なため、日本の経済は大変発展しました。

近代以前の世界の歴史では珍しい発展ですが、約250年間の江戸時代に日本列島に住む人口が3倍に増えています。江戸時代の初め、日本の総人口は約1200万人でした。これが江戸末期には3500万人に増えています。これは当時のイギリス本国の人口よりも多い数です。人口が3倍に増えるということは、当時は農業中心の社会で、日本の経済は基本的に自給自足の生活ですから、食糧生産が3倍に増えたということです。つまり耕地面積が3倍に増えたということです。

これは近代以前としては、大変な経済成長でした。しかしその経済成長の獲物は農民や商人などの被支配身分の上層部に集まって、支配身分である武士は経済活動に従事しませんから、その利益を十分に手にすることができなかったわけです。そのため武士身分が相対的に窮乏いたします。これは相対的な窮乏で比較しての話なので、もちろん武士身分の取り分も増えているわけです。しかし農民や商人が手に入れる割合には追いつかないというわけです。その結果、幕府や諸藩がしだいに財政難に見まわれるようになったのであります。

このような状態の時に、日本をめぐる国際関係が非常に大きく変化しました。そのもとの動きは18世紀の終わりから19世紀の初めにかけて西ヨーロッパで起こった産業革命です。これは経済活動に盛んに機械が導入されるようになり、特にジェームズ・ワットの蒸気機関の発明がよく知られていますが、この産業革命によって西ヨーロッパ、北アメリカの力が一気に強くなりました。そして全世界に広がっていきました。ヨーロッパ、北アメリカの国々はアジアに進出し、インド、東南アジアを次々に侵略し、植民地にしていくわけです。

この動きが東アジアに到達したことを示す象徴的な事件が「アヘン戦争」であります。1840年から1842年にかけて、当時中国は清朝でありましたが、イギリスが清朝に対してアヘン貿易の取締りをめぐって戦争をしかけました。産業革命のイギリスの軍力は圧倒的に強大でしたから、清朝は大敗北をし、非常に不利な条約を強制されます。この時、イギリスが中国から香港を奪い取りました。このときに奪われた香港が中国に返ってきたのは、ほんの5年前だったことは皆さんがよくご存知と思います。このアヘン戦争の衝撃を非常に強く受けたのが、日本政府であります。最近の研究によると、清朝政府が受けた衝撃よりも、はるかに大きな衝

撃を日本政府が受けたのではないと言われる程、欧米列強の恐ろしい力を日本は痛感したわけです。

その様な恐怖の時に、1853年、日本の歴史にとって重大な出来事が起きます。アメリカのペリーが黒船艦隊を率いて日本にやって来て、開国を強要したのです。アヘン戦争の教訓を目の前に見ていた日本政府、つまり江戸幕府は、平和的に開国する他はないと条約を結ぶことになります。条約を結び、外国貿易が始まります。先ほど話しましたように、江戸時代の日本の経済は、今日我々が想像するよりもはるかに発達していたので、思いのほか外国貿易が発展して、日本の輸出輸入が急激に増えました。

その結果、国内の需要と供給の関係に大変動が起きました。それまで日本列島は島国の中で安定した自給自足経済を進めていたのですが、海外への窓口が急に開かれ、需給関係が大変動を起こし、日本経済に大混乱が生じたわけです。それは特に物価の高騰という形で現れ、庶民の生活を直撃しました。これは日本人にとって、外国との関係は不用意に開くと大変なことになると思わせるものでした。

開国政策をとった幕府の選択は間違っていなかったと思いますが、そのような経済の混乱をもたらした幕府の政策に対して、大きな不満が生まれてきました。そして、アヘン戦争以来の対外危機感と結びついて、激しく幕府に反対する政治運動が起きてきます。その結果、1868年について250年以上の江戸幕府の支配が行き詰まり、幕府が倒れることになります。幕府を倒した勢力は地方の武士を中心とした討幕派で、これは京都の天皇の權威を担いで政権を奪取しました。これが明治維新です。

2. 江藤新平登場

そのようないきさつで新しく登場した明治新政府が、必ず実行しなければならない死活的な課題、最も大事な課題は何であったか。これははっきりしています。

この19世紀の国際社会、これは弱肉強食です。強いものは弱いものを容赦なく侵略し植民地化して、それが当然のこととしてまかり通っていた恐ろしい世界でした。その様な弱肉強食国際社会で、日本が国家としてとにかく生き残りを図るという事が、明治政府の死活的な課題であったのは言うまでもありません。

その中心の政策は、強大な欧米型の近代国家に自分の国を作り変えていくことでした。先進欧米諸国のような国に日本に作り変えていく以外にはなかったわけです。

明治新政府は発足にあたって「五箇条の誓文」という宣言を出しています。これは5か条の基本方針ですが、その中に「知識を世界に求め、大いに皇基を振起すべし」という有名な言葉があります。先進諸国の文明を積極的に受け入れ、国家の基礎を強くしなければならないという意味です。

これにはふたつの方向性、課題があったわけです。

ひとつはレジュメに「容器」と書いてありますが、国家のかたちをつくる、容れ物をつくるということです。つまり近代的、国家的統一ということです。これは国民を団結させるために、日本国内がバラバラであった幕藩領主制の時代を乗り越え

て、中央集権の集権国家体制をつくらなければならないということです。これはいわば憲法の課題です。

これまで日本で明治維新の話がされる時には、主としてかたちづくり、容れ物づくりの方に話題が集中していました。明治維新といえば、西郷隆盛や大久保利通、木戸孝允という人物の名前が直ちに思い起こされますが、彼らはこの容れ物づくりで活躍したわけです。新しい箱をつくっていくことは華やかな動きであります、もっと大事なのはその箱に何を容れるかということです。内容、〔中身〕の問題です。これこそが重要で、国家を支えていくためには、国民が出現しなくてはならない。つまり、士農工商バラバラに分かれていた身分を乗り越えて、平等な国民がそのかたちの中を埋めてこそ、本当の意味で近代国家になるわけです。

ここで活躍したのが江藤新平であります。先ほどの国家的統一、容れ物づくりが憲法の課題とするならば、これは民法の課題になるわけです。

新政府を担った人たちは、次から次へと押し寄せてくる難しい問題を行き当たりばったり、試行錯誤的に処理していかなければなりません。明治新政府はスタートしたものの、どういう方向に歩んでいけばよいか迷っていました。そこに天才的、先駆的プランナーともいうべき江藤新平なる者が彗星のように登場したわけです。これは日本の歴史の奇跡と言ってもよいことです。もしこの時、この人物が登場しなかったら明治維新は非常に混乱し途中で行き詰まっていたかもしれないわけですが、突如としてこのような天才が現れたわけです。

それでは、その江藤新平とは何者であったのでしょうか。

彼は1834年、日本の年号では天保5年生まれで、この時はまだ35歳でした。出身は九州の肥前・佐賀藩であります。実は佐賀藩というのは特殊な藩であり、そういう所に江藤新平のような不思議な人物が生まれる素地があったのではないかと思います。

この佐賀藩は鍋島家の35万7千石であり、加賀藩ほどは大きくありませんが大藩の一つでありました。この藩は特殊な任務を徳川將軍家から命じられていました。それは長崎御番です。長崎御番は長崎港を警備するということです。みなさんご存知の通り、江戸幕府は鎖国をしており、原則として外国との交渉を遮断していましたが、その例外として長崎港を開いて清国の商人やヨーロッパ・アメリカではオランダの一国ですが、オランダ船がやって来て貿易することを認めていました。いわば長崎は江戸時代の日本に、たった一つ開かれた外国への窓口でした。

もちろん長崎は江戸幕府の直轄支配地でしたが、港の警備を任されていたのが長崎のすぐ隣の佐賀藩でありました。ですから佐賀藩にとっては非常に財政負担を伴う大変な事業だったわけで、オランダ船が入って来る度に千単位の軍隊を長崎に派遣して警備に当たったわけです。これはもちろん佐賀藩の侍であり、彼らはこの時代の武士にはしては珍しく、長崎の町にあふれているオランダ趣味というか西洋文化に直接触れていました。それを藩に持ち帰っているわけですから、佐賀藩は日本の諸藩のなかで例外的に洋学が盛んでした。

江藤新平はこの佐賀藩の下級藩士で早くから討幕の思想に燃え、いわゆる革命の

志士として活躍をしました。彼が革命運動で親しかったのは長州の桂小五郎、後の木戸孝允です。彼らと一緒に活躍したことが知られています。

そして明治の初めに彼は佐賀藩の藩政改革の責任者となり、非常に目覚ましい実績を上げました。明治 2 年の 11 月に江藤新平は佐賀藩での実績を注目され、政府に呼び出されます。

明治維新の動乱が峠を越したとはいえ、明治 2 年までは榎本武揚が函館に立てこもって反乱をやっていた、そういう騒然とした時期に中央に呼び出されて、彼は「制度取調専務」という重要な任務を任されます。今日風に表せば新国家体制企画本部長または新国家体制設計本部長というような重要な役割を任されたわけです。

そこで江藤は国内国外の文献を研究し、数ヶ月で非常に詳しいプランを立てました。そこには非常に注目すべき方針が示されています。

ひとつは彼が早くも三権分立に目をつけたということでもあります。彼の文書によりますと制法、これは立法のこと、政令、これは今の行政のことですが、「制法、政令、司法の三体が治国の要」であるということ、彼はすでに書いています。もちろん三権分立が近代国家の基本な仕組みであるという知識は、この時期でも一部の人は分かっていました。その中で江藤新平の主張で注目しなければならないのは、司法権の自立を強調していた点です。

彼はこう書いています。

「司法はこの二体（彼の言葉でいう制法、政令、つまり立法と行政です）に屹然として分かれ、自立して他を省みず、ひたすら律令に準拠して裁断をなすべきである」ということを書いています。

この頃、三権分立の考えはある程度理解されていたものの、行政、立法に対して司法は付け足しのように考えられていた時期に、江藤は司法の自立を早くも主張しました。その為には国家の法を体系的につくらなければならない、体系的に法を整備せよと政府の幹部会議に申し出ることになります。

しかし政府と言っても革命家の集まりで、そういう知識がほとんどなかったため、なかなか江藤の主張を理解しませんでした。そこで彼は非常に分かりやすい文章を書くわけです。そもそも法律とはこういう仕組みなんですよと説明したものです。これは今見ても大変分かりやすい。

彼はこう言っています。「政府と政府との交際、相互の関係は公法つまり現在の国際法のことですが、その公法をもって相整え、政府とその国民との交際は国法、これは憲法のことです。憲法という言葉はまだありませんから、江藤は国法と名づけたわけです。国法をもって相整え、その次が大切なんですね。民と民との交際は民法をもって相整えるべし」と。この公法と国法と民法こそが法の要であると彼は説明したわけです。この説明がどれだけ政府の首脳部に理解されたか分かりませんが、このような整然たる主張をもって、政府は江藤の言っていることは正しい、そのようにしなければならないという事になったわけです。そこで彼が最初に手をつけたのが民法の制定です。

明治 3 年 6 月、彼は早くも政府の中に民法会議、つまり民法典編纂委員会を設置

し、自分が議長となって民法づくりを始めました。この当時、日本の知識人、政府の首脳部といえども民法が何物なのか、なぜ必要なのかをほとんどの人が理解していなかったと思います。

これは不思議なことで、皆が理解していないからこそ江藤のすることがどんどん進んだわけです。この頃の記録を見ますと、江藤という人物は非常に尊敬されていました。よく分からないけど、江藤さんの言うことは正しい、彼の言う通りにするべきではないかという感じだったのでしょうか。ですから、彼が民法は必要だと言うからには民法をつくりましょうということになった訳です。

それまでの司法制度は、身分ごとに扱いが違っているわけです。例えば、死刑の執行も庶民と武士ではやり方が違っていました。武士は名誉を重んじて切腹、自殺の形で死刑を執行し、庶民は打ち首という形です。

このように身分によって法的扱いを変えていたのを、民法によって一律平等に人々の権利義務を処理していくという考え方こそが、近代国家をつくる上で最も重要であると同時に、最も理解されにくい難しい問題であったわけです。

廃藩置県以前の明治3年、江藤新平はすでに民法編纂に携わっていました。そのきっかけを作ったのが箕作麟祥という有名な洋学者でした。箕作一族は幕末の日本の洋学を代表する優れた学者の家系であり、出身は今日の岡山県である作州・津山、麟祥は非常に優秀なため幕府からフランス留学に派遣されていました。箕作がフランスで学んでいる間に肝心の幕府が倒れ、帰ってきた彼は明治新政府に仕えることになります。

その箕作がフランスのお土産として持ちかえった物にナポレオン法典があります。これは当時最も完備した法典、法律書でした。これを箕作は仏蘭西法律書と名づけました。箕作が世界で最も進んだ法律の本を持って帰ったので、その刑法の一部を訳してみようということになります。

法律といえば我々もすぐ頭にくるのが刑法です。刑法は西洋でも東洋でも基本的には同じようなものですから、まず刑法からやってみるということになりました。箕作は大変苦心してフランスの刑法の一部を翻訳したわけです。語学ができれば法律も分かるというわけではありません。法律には専門用語もあれば独特の考え方もある。全く社会の事情が違う日本でそれを翻訳するということは、非常な苦心があったと思います。たまたま江藤新平が箕作の翻訳したフランスの刑法の一部を見て、彼は直感的にその素晴らしさを理解したわけです。

「これはすばらしい、他に民の生活について決めた法律はないか」「それは民法というものがある」「それじゃ、訳してくれないか」というやり取りだった様です。

刑法以上に箕作は民法を訳すのには大変な苦勞をしました。これは社会の状況が非常に違ったので、分かったような分からないようなものを翻訳して、それを見た江藤新平が、「これだ」と感じるわけです。このフランスの民法をモデルに日本の新しい民法を作ろうと、民法会議にお雇い外国人の法律家、学者、官僚を集めて研究し、そして完成したのが民法決議79条。これが日本で最初の民法の草案です。草案ではありますが、これはさっそく裁判に活用されました。

日本で正式に民法が施行されたのが、明治31年。これは江藤新平が民法会議をスタートさせて30年近く経ってのことでした。いかに彼が時代の先を見ていたかということです。

同じ年に彼は憲法も手掛けています。政府と民の関係は国法をもって相整うべしと彼は言っていますが、国会会議という名の憲法制定会議をスタートさせました。

この国会会議は少々大げさで、会議には必ず明治天皇を臨席させました。まだ若い少年の明治天皇に江藤は「国家元首たるもの憲法を知るべきだ」というわけで、憲法制定会議に天皇を連れてきました。これはちょっと無理があり、天皇はさぞ退屈しただろうと思います。国会会議の作業は種々の事情があって、草案段階で結実しなかったのですが、日本で最初の近代憲法は言うまでもなく大日本帝国憲法です。アジアで最初にできた近代憲法です。これが明治22年のことですから、江藤新平が憲法制定を始めてから20年近くたっているわけです。民法において30年、憲法においては20年と、彼らがいかに時代のはるか先を見て努力をしていたかが分かります。

この時江藤は非常に注目すべき漢詩を作っています。日本の有名な政治家で漢詩を詠む、そういう文化的な趣味の高い人物、例えば西郷隆盛の詩などは有名です。「子孫のために美田を残さず」などという詩もあります。江藤新平もおもしろい漢詩を詠んでいます。

それは「廟堂が善を用いるのに漢蕃なし。李国は勢い振るい、仏国はうずくまる。仏国はうずくまるといえどもその法は美なり。哲人は敗成の痕に惑わず。」というものです。

これはどういうことかと言いますと、政府が良い事を用いるのに漢蕃つまり中心と周辺、あるいは文明と未開（野蛮）と外形的な区別をする必要はない。李国とはプロシアのことです。当時ヨーロッパの新興勢力のプロシアがフランスを打ち破る。フランスのナポレオン3世が負ける普仏戦争がちょうどこの時期で、日本人もこの動きを知っていました。新しがりやの連中は、もうフランスの時代は終わった。戦争に勝ったプロシアの時代だ。これからはプロシアに学べと言っている人が多かったわけです。

しかし江藤はそうは言わなかった。「確かにプロシアの国の勢いは奮い、負けたフランスはうずくまる。しかし、フランスがうずくまるといえども、その法律はすばらしい、その法美なり。負けたからつまらないとか、勝ったからすばらしいというものではない。物の本質を見よ。フランス法は最も優れた法律であるから、それを学べきだ。哲人、物事をよく理解する人は表面上の勝った、負けたに惑わされない」と江藤は言っています。

外国から学ぶ場合には表面的なことを学ではなく、その本質を見て、いいものは敗戦国からでも積極的に学ぶべきだと決意を述べた詩であります。江藤の優れた考え方がこの詩からも分かります。このように制度取調専務、新国家体制企画本部長として彼は活躍いたしました。

その他にも彼は有能で忙しい人物でした。初代の文部大輔という文部省、教育の

責任者になって、日本の近代教育の方針を決めたり、左院副議長、これは後の議会の元になるわけですが、議会制度の基礎を作りました。そして教部省というのは宗教を担当する省庁で、政教分離や宗教自由という非常に重要な問題を扱ったわけです。新興国家で、明治維新ほど宗教問題を巧に処理した例は世界でも珍しいのです。それを江藤新平は行ったのです。

3. 初代司法卿

明治新政府がスタートしたとき、日本の司法体制は、大変混乱していました。古い律令制の考え方に従って刑部省というのができました。これは主に刑罰を取り扱うわけですが、ところが刑部省ができたものの、実際に権限が及ぶのは政府の膝元、つまり東京府の管内だけでした。それ以外の所では、地方官という行政機関が司法も取り扱っていました。これは江戸時代の司法と行政が分離していなかった古い習慣をまだ受け継いでいたからです。

そのうえ中央には弾正台という、一種の検察機関のようなものが別にあって、刑部省と弾正台の権限関係が曖昧で混乱していたため、しばしば権限争いが起こっていました。

これを象徴するのが「栗田口止刑事件」です。栗田口というのは地名で京都の郊外の刑場でした。日本の軍隊をつくるのに非常に功績のあった大村益次郎という人物が暗殺されるという事件がおきました。大村益次郎暗殺事件の犯人は死刑で、この栗田口の刑場で刑を執行することになりました。これは刑部省の指揮のもとに京都府が行うことになった。

ところがそこに弾正台が乗り込んできて、その刑の執行をやめよと横槍を入れたわけです。つまり弾正台は非常に保守的な勢力で、大村益次郎の軍隊改革に反発しており、大村を暗殺した犯人に同情していたので刑の執行を強引にやめさせたわけです。これは大変な騒ぎになりました。国家権力の中で刑を執行するというのは非常に重要な部分を占めるわけですが、その執行を別の国家機関が出てきてやめさせた。これはすでに国家としての体面をなしてないと言われるほどの大失態でした。

結局太政官まで話を持ち上げて、すったもんだのあげく当初の判決通り刑を執行するということになったわけです。このような異常な事態が起こるのも司法体制がしっかりしていないからだということで、ちょうど廃藩置県が行われた明治4年7月に司法省がスタート、これは刑部省と弾正台を統合して司法をまとめることになったわけです。

ところが司法卿は適当な人物がいなかったので空席になっていました。司法省の業績は不振で、政府の中で影の薄い、何をしているか分からないような状態でした。これではいけないと、明治5年4月25日、江藤が初代の司法卿に任命されたわけです。

この時の司法卿の権限は非常に大きなもので、現在の法務大臣＋最高裁判所長官＋国家公安委員長＋法制局長官を全部含めたようなものでした。とても広大な権限でした。これはまだ新しい国家がスタートしたばかりで、万事が整頓されておらず不

充分なために、このようなおおざっぱな話になったわけです。

体制がきちんと整備されていないので、能力のない人がこの地位に就いても、ろくな仕事はできないということになります。逆に有能な人物がこの地位に就くと、驚くべき成果を挙げるといった状態だったわけです。

さて、江藤新平は司法省の規則などはよく知っていましたから、これは大変な権限だということは分かっていたわけです。「この権限をフルに使って」と心では思っていたでしょうが、彼も簡単には引き受けませんでした。政府のトップ、太政大臣に向かって、私がやるからには次のことを認めてくれと約束を求めたわけです。

「民事裁判の聴訟、刑事裁判の断獄の事務は一切府県に至るまで本省の管轄となし」、もともと当時は東京府だけが刑部省、各府県は地方官がやっていたのをすべて司法省の管轄とし、その為には「全国律法一軌に出で候様にこれありたく」、法律は全国一律に施行する。地方によって扱いが違ふというのは困る。全部司法省が責任を持つようにしたいと表明したわけです。司法権の独立と統一の意思を彼は最初に明確に表現しました。

そして裁判はすべて司法の仕事であり、法律規則も地方によってバラバラではなく全国一律に決めていく責任を負うのも司法省であるということを江藤が確認し任務に当たりました。

「本省は全国の裁判所を総括し、諸々な事務を掌る。但し裁判のことに関係することなし」。つまり民事であれ刑事であれ、すべての裁判は司法省が取りしきる。ただし個々の裁判は、国家が干渉するのは間違いである。一人一人の裁判官が自己の良識と判断と法に従って、公正に行うべきだという原則を出したわけです。

こうして今日に至る司法権のあるべき姿を江藤が最初に打ち出しました。ここに初めて司法省の任務と性格が明らかになったわけです。

そして彼は司法に関係する役人を集めて約束をさせました。それが②「司法省誓約」です。これは非常に重要な文章です。この司法省の誓約の精神はその後の今日まで日本司法の底にしっかりと動いているわけです。またそうあるべきなのです。

この5か条のまず第1条は、「司法の仕事に従事する者は方正廉直にして職掌を奉じ」これはまじめに仕事をせよということですから特に珍しいことではない。しかしその次が大事。「民の司直たるべき」と司法は民衆のためにあり、民衆に奉仕すべきだと彼は言ったわけです。当時はまだ明治維新の直後で日本では官尊民卑が甚だしかった。政府役人がいばって偉い、人民が下積みで卑しいという時代ですね。これは江戸時代以来、武士が公務を独占してきたという伝統があり、「御上」という言葉があります。お役人は偉くて尊くて、人民はその下で頭を下けている。それが当然と思われた時期に、なんと江藤新平は民の司直であれと、司法は人民に奉仕し人民のために働く事だと約束せよということです。この約束を迫られた司法省のすべての役人は啞然としたのではないのでしょうか。当時の司法省の役人はほとんどが昔の幕府や藩の役人で、人民の取り調べをビシビシやっていた。人民を目下に見ていた。その人民のために働けと言われたわけで、文化的ショックを受けたのではないかと思います。江藤新平は本気で民の司直ということを主張しました。

そして第2条、民の司直の一番大切なことは、律法を遵守し、人民の権利を保護することである。この「人民の権利」という概念は日本の公文書で初めて出てきたものかもしれませんが、人民の権利を保護することが一番大事なのだということも約束させているわけです。

その後は「聴訟断獄の事務はよくその情実を尽くし」これは先ほどの民事、刑事裁判はよく事情を調べて、「稽滞冤枉の弊なきを要すべきこと」、この稽滞とは裁判がガラガラとなかなか進まないことです。いつの時代にも裁判には時間がかかって困る、日本の司法もっとテキパキしてほしいという声はあるのですが、江藤はすでに迅速に進めることを要求していました。「冤」は無実の罪のこと、「枉」は事実をねじまげるの意味ですから、間違っただけの裁判は絶対にしてはならないと述べているのです。ガラガラとしてはいけないが、かと言って急いで間違っただけとはいけないということです。これは人民の権利を保護する具体的な方法だったわけです。

第4条は「事務敏捷聡察」これは事務を速く進めて、賢く理解すること。「滞訟あるなく」これは訴訟を滞らせることです。当時の悪い習慣として、役人が事件を握ってなかなか実際に裁判を開こうとしない。それをしてはいけない、必ず裁判はちゃんと起せということです。そして無実の罪とねじまげはしてはいけないと戒めているのです。

最後は江藤の司法哲学とでも言いましょうか、「裁判は必竟民の詞訟を未然に防ぎ、日々に治安の実効を奏すべき」と。結局のところ、人は好きで訴訟をやっているわけではない。仕方ないから訴えるわけですから、そのようなことを未然に防いで、毎日毎日皆が安心できるように、治安が維持されるような状態をつくるのが裁判の基本目的だということも、彼は主張しているわけです。

この司法省暫約は司法のあるべき姿を、130年前に打ち出したものです。

さて、彼は4月の25日に初代の司法卿に就任しますが、5月27日には早くも司法省裁判所を設置しました。これは今日の最高裁判所で、この裁判所をつくるにあたって彼は非常に大事なことをやっています。それは法廷での身分差を撤廃したことです。

それまでは法廷においても身分間で扱いが違っており、一般庶民は庭に座らせる。ある程度身分がある者は板の間に座らせる。もっと高い者には畳に座らせるという風に、被告席が全部分けてありました。そして扱い方も違っていたのですが、江藤はそれをやめました。どんな地位、立場でも被告席は同じと決めたわけです。これは法の前の平等という理念を、みんなの目に見える形で実行した。初めて近代の裁判はこんなものかと日本人は分かったのではないのでしょうか。

もう一つ彼がやったのは、裁判の公開ということです。それまで裁判はもちろん非公開で、どんなことがされているのか、何を根拠に裁判をしているのか分からない。だから非情な間違いもあれば人権蹂躪もあったと思いますが、彼は日本で初めて裁判を公開し、みんなの目に見える所で公平な裁判をする。そして間違いを防ぐということに踏みきったわけです。

具体的には、裁判を公開しますから見に来なさいと言っても、この頃の人民は御

上を怖がっていますから、やってこないでしょう。江藤は新聞記者を招待して裁判を公開した。この頃日本に新聞という物が生まれてきて、新聞記者という職業が発生する。その新聞記者を招待して裁判を公開したことも画期的なことでもあります。

その後、順次各地に裁判所をつくり、これまで裁判をやっていた行政機関である府、県庁から裁判の事務を引き継ぎ、行政と司法を組織的に分離することに手を掛けたわけです。

これには猛烈な抵抗がありました。いつの時代も官僚は権力を握って離しません。特に地方官は、裁判を行うのは人民を治める重要な手段であると考えていました。府や県庁が裁判をしているから人民は恐れ入って言うことを聞くのだと。それを司法省が裁判所を別に作る。金沢の県庁から裁判所に権限を移すということをやられては、行政を行うことができないと、地方官が猛烈に抵抗しました。実はこれが江藤の暗い運命につながっていくわけです。

当時の地方官というのは、薩長の成り上がりが中心です。薩長の藩閥勢力が権力を握っていました。優秀な連中は中央の役人になり、優秀でない連中は各地方の府や県の長官になっていました。この連中にはわか出世をしましたから、威張りちらして、非常に困った存在であったわけです。その彼らが江藤のやることに猛反発してくるわけです。せっかく握っている裁判権を、司法と行政に分離するなどと言いやがって、と彼は抵抗を受けたわけです。

江藤はそれを押し切って各地に裁判所をつくっていきました。例えば京都府は長州閥が握っていました。当時は二条城が府庁になっていましたが、江藤の命令でその二条城の建物の一部に京都裁判所をつくたのであります。ところが京都府庁は意地悪をして、裁判所に通る門を閉めて通行させませんでした。仕方ないので、二条城の塀に別の穴をあけて裁判所は別の門を作らざるをえなかったというような話もあります。これは、いかに行政機関が司法権の自立に徹底的な妨害を加えたかという一つの例であります。

さて、江藤が司法卿に就任してわずか3ヵ月半、8月3日に日本の司法の歴史に画期的な「司法職務定制」という基本法令を彼は制定しました。これは法曹三者、判事と検事と弁護士が裁判を構成して裁いていく。そして初審、第一審、第二審という今の仕組み、近代日本の司法制の大綱を決めたのがこの司法職務定制であります。この8月3日は日本にとって記念すべき日であります。

この時日本政府に雇われており、江藤の陣頭指揮のもとで非常に大きな役割を果たしたのが、フランスの法律家ジョルジュ・ブスケという若者でした。お雇い外人です。

ちなみに明治新政府は外国からたくさんの専門家を招いて、教えを受けていました。重要なのは、彼らはすべて相談相手、顧問であるということです。ジョルジュ・ブスケも司法省の幹部ではないわけです。司法省は江藤長官以下、日本人がきちんとやっている。そしてお雇い外国人の教えを受けるということです。司法職務定制はこのジョルジュ・ブスケの協力をえて苦勞の末にまとめられた大法令だったわけです。司法職務定制は日本の歴史上で初めて、行政と司法を区別し、司法権の独立

した組織を備えたと関係者から高い評価を得ました。

判事はすでにいたわけですが、検事という職を設けたのもこれが初めてでした。日本の検事の生みの親は江藤新平だったわけです。

このような制度をつくるのに彼は大業績をあげたわけですが、具体的にも色々な施策を行っています。

例えば人身売買の禁止。これまで貧しい家の娘が身売りをさせられることがあったのですが、これに対しては国家として禁止するという方針を出しています。

そして日本の長い風習として、親や主人を殺された者が敵を討つのは当然であるし、それが美風であると言われていましたが、江藤はこれはおかしいと主張します。敵を討たなければならない立場の者は、一生敵を追っかけて大切な人生を損なう。これは人権問題であり、悪いことをした者を国家が処罰すべきだ。それが近代国家であると。個人の復讐を許すのは司法の原則に反する。このような事件は国が処置をするから、仇討ちはしてはいけなと決めました。

ここで重要なのは、なぜ司法権が行政権から分離していなければならないかということ。これは結局、司法権が自立していない限り、人民は行政権つまり国を訴えることはできないわけです。国家や地方の政府が人民に対して間違ったことをした場合は、今なら国や地方を相手に裁判をすることができます。これは司法権が自立しているからできるわけです。昔のように行政権が裁判をしていれば、行政を訴えることはできないわけです。つまり司法権の自立の重要な点は、人民がお上を訴えてもよいということなのであります。

江藤新平は国家全体、政府を訴えてもいいとまでは言ってませんが、人々の生活に直接関係のある各地の県庁や府庁が人民の権利を侵した時には、司法省裁判所に訴えてよろしいという画期的な司法省達第四十六号を出しています。行政機関を訴えてもいいと江藤は布告したわけです。これには大きな反響がありました。これで人民は喜びましたが、逆に江藤はまた役人に憎まれるわけです。役人たちは皆、自分たちの悪性を棚に上げて江藤を恨んだわけです。

さて、江藤は司法の役割をどう考えていたのでしょうか。彼が太政大臣、三条実美に宛てた長文の意見書の冒頭に、江藤は次のように述べています。

「国の富強の元は国民の安堵にあり、安堵の元は国民の位置を正すにあり」

これはどういうことかと言うと、国が栄えるもとは、国民が安心して暮すことである。国民が安心して暮すもとは国民一人一人の権利義務が国の法によってきちんと保障され、守られていることだという江藤の論理であります。つまり法によって国民の権利義務が保障され、国民が安心して暮せてこそ国家は栄える、言い換えれば、人権が保障されて初めて国が栄えるという論理は、この時代に非常に珍しいものでした。国を強くする必要があることは、みんな考えていました。そのためには軍隊を強化せよとか、国の財政を強化せよと言うわけですが、江藤はそれは違うと主張したわけです。国民の生活を安堵させる、国民が安心して働けるようにすること、つまり人権を保障することが国家を強化するもとだと主張したのです。

ちなみにここで国民という言葉が出てきましたが、それまでは存在しませんでした。

た。福沢諭吉がこの時代ではかなり先進的な思想を持っていましたが、彼の「学問のすすめ」でも国民と書かれています。しかしこの時、江藤はすでに国民という概念を持っていたわけです。

司法を整備し国民の権利義務をきちんと認めて、みんなが安心して暮せるようにしてこそ日本は栄えるという、江藤の司法にかける理念理想がここに述べられていると思います。

このように初代の司法卿・江藤新平の超人的な活躍によって、日本人の人権と日本国の司法権は、ごく短い期間で画期的な前進を遂げた。これは誠に偉大なことであり、日本人にとってこのような勤勉で有能な司法卿に恵まれたのは非常な幸運であったと私は信じています。

おわりに

ところがその後、江藤の運命は急転し、非常に残念なことになります。翌明治6年4月に、彼は政府の最高位である参議に就任しました。参議は薩摩代表の西郷隆盛、長州代表の木戸孝允など錚々たる人物に並んで江藤もなったわけですが、半年後の10月に突如として彼が政府から出て行くことになります。この時に、西郷隆盛、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣など、いずれも優秀な人たちが政府から出て行くという大事件が起こります。日本の人権のもとを開いた江藤新平が政府の中心から消えたという事は、日本人全体にとって誠に残念なことでありますが、従来この事件は学問的に間違っただけで伝えられてきました。征韓論政変という名前で今でも教科書などに載っていますが、これは間違いです。

通常は西郷隆盛らが征韓論、つまり隣国・朝鮮国への武力行使を主張した。それに対して、大久保利通ら非征韓論者が反対し、それがもとになって政府が大分裂したと俗には言われています。

しかしこれは明らかに間違いであります。というのも、明治6年、まだまだ日本は弱小国家で、いつつぶれるか分からないような弱い立場でした。その日本が隣の国に軍隊を出すのは大変なことで、まかり間違えば、明治維新政府が水泡に消すようなことです。そのような重大なことを、参議の筆頭西郷隆盛が閣議などで主張したとすれば、太政官日誌あるいは明治天皇記という公的な記録に残っているはずで、す。しかしどんなに調べてもその正式な記録がない。

ですから、今まで誰一人として西郷隆盛が征韓論を主張したという学問的証明をしていないのであります。わたしはこれを調べて『明治六年の政変』中公新書という本を書きました。事の真相は非常に陰湿な権力闘争でして、右大臣岩倉具視と参議の大久保利通が政治的に非常に不利な立場になったため、二人が手を結び、宮廷陰謀を使ってライバルを蹴落としたわけです。蹴落とす相手にされたのは江藤新平です。

実は江藤新平の能力を最も恐れていたのが大久保利通でありました。大久保は薩摩閥の中心で、派閥権力政治の権化のような人物で、江藤を非常に警戒していました。派閥権力政治の全く逆の考え方が江藤で、その江藤自身は全く警戒心がなかつ

たわけです。そこをやられたわけです。

ではなぜ西郷隆盛が辞めたのか。実は大久保は同じ薩摩閥の西郷を味方に抱き込んで、江藤を孤立させて叩こうを考えていた。ところが、あまりの悪辣なやり方に西郷は怒って、辞めると言い出したわけです。驚いた大久保は必死で止めたわけですね。

西郷が辞めたと聞いて、近衛の軍人たちがみんな怒って政府から出て行こうとする。そこで急きょ、明治天皇が幹部を集めて勅語を読み上げた。これは西郷が辞表を出した2日後の事です。その内容は「朕は、今西郷を国の柱として信頼している」というものでした。これは、西郷はいまだに政府の中心にいるのだから、諸君誤解しないようにということを、明治天皇が大久保に言われて読み上げたわけです。大久保は明治天皇がそれを読み上げれば西郷に通じ、復帰してくれると考えたわけです。しかし、西郷は鹿児島に帰ってしまったわけです。

これはわけのわからない話なので、西郷は征韓論で大久保は反征韓論という根拠のない作り話が長い間伝えられてきたわけです。

そして翌明治7年2月に江藤は佐賀の乱という反乱に巻き込まれて、不幸な最後を遂げることになります。江藤は10月に退官して、東京郊外武蔵国柏木村、今の東京新宿区ですが、当時は郊外の寂しい所でした。そこにある大名の広い別荘を江藤が買ったわけです。江藤はこれからは青少年の教育が大事だと考えていました。当時は学校らしい学校もなく、彼は青少年教育の学校をつくるつもりで東京郊外に土地建物を手配したわけです。その様な人物が反乱を起こすはずがない。

ではどういうことかと言うと、政府のやり方に不満を持った地元の佐賀士族が不穏な動きをしたわけです。江藤は放っておけませんから、自分が説得しようと佐賀に行ったわけです。

ところが以前から江藤を恐れていた大久保が、江藤が反乱を起こすと邪推して、まだ反乱が起きていないのに軍隊を送ったわけです。これは異常な事です。いきなり軍隊を送りつけられた佐賀の士族は自衛のために立ち上がり、佐賀の反乱事件が起きました。そして江藤新平が反乱の首謀者ということで、彼を死刑にしまいました。極めて残念な出来事です。

江藤の最後が非常に悲惨でしたし、権力者の大久保の側は江藤の功績を抹殺することに躍起となりました。ですから、江藤新平の偉大な業績は歴史の中に埋もれたのです。

ところが、大久保の悪辣なやり口に、天に代わって制裁を加えたのが石川県人ですね。明治11年5月14日、島田一郎ら石川の士族数名が東京の紀尾井坂において、大久保利通の馬車を襲って暗殺をした、紀尾井坂の事件であります。これはテロであり、やったこと自体は批判すべき所はありますが、この石川の士族の精神を正しく理解した人が福沢諭吉でした。

福沢諭吉は当時「民間雑誌」という評論雑誌を刊行していました。彼はこの事件のすぐ翌日、明治11年5月15日、その民間雑誌に「内務卿の凶聞」という論説を書いています。事件が事件であり、大久保の言論弾圧は厳しかったので、福沢も用心

して書いていますが、彼は大事なことを言っています。

この事件に対して世間は騒いでいるが、驚かずに落ち着いて聞きなさい。なぜこの事件が起きたかと言えば、特定の人物が権力を振るうからであると。これは大久保が殺されるのは当たりまえだと福沢は暗に言おうとしたわけです。つまり石川の士族がやったこと自体は間違っているが、精神は理解できると言っているのです。

あらためて地元でも、この事件の価値と意義を考え直してみるのもよいのではないのでしょうか。

江藤新平がこの世を去ってすでに130年。彼の「民の司直」の精神は脈々と日本の司法の根底に伝わっており、改めてこれからの日本の司法の発展と方向性を示しているものだと思います。日本に來られて、ご自分の国の司法建設に色々勉強しておられる皆さんも、日本の司法創設期にこのようなことがあったのだと、今日の話は何らかの参考にしていただければ幸いです。

どうもご清聴ありがとうございました。

< 第三部 >

日越法整備支援プロジェクト/レポート

国際協力事業団はベトナムに対する法制度整備支援の一環として、法務省、日弁連、最高裁との連繋のもと、ベトナムに検事、弁護士、裁判官を長期専門家（任期1年～2年間）として派遣し、各専門家はそれぞれ専門の分野でベトナムの関係機関の法制度整備に現地において相談にのるとともに、日越関係機関の連絡調整、実状調査や研究等法整備支援の第一線で活動いただいている。

竹内努氏は裁判官の初代長期専門家として2000年10月から2002年6月迄1年9ヶ月にわたりハノイに駐在され、この度帰国されました。（現在東京高等裁判所職務代行判事補）

本稿は現地での調査と体験にもとづきベトナムにおける民事紛争の解決や民事執行手続きについて体系的且つ具体的にまとめていただいた貴重な論文であります。

ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とその実情を中心として

日越法整備支援プロジェクト

文責：竹内 努

第1 はじめに.....	3
第2 ベトナムにおける紛争解決制度の概要.....	3
1 裁判所.....	3
2 仲裁.....	4
3 外国仲裁及び外国判決.....	5
4 和解.....	5
第3 ベトナムにおける法規範及び民事執行の法的根拠.....	6
1 ベトナムにおける法規範の形式.....	6
2 民事執行の法的根拠.....	7
第4 ベトナムにおける判決執行の実情及びその手続.....	11
1 執行の対象となる判決・決定.....	11
2 判決執行の実情.....	11
3 執行手続.....	12
(1) 執行機関.....	12
(2) 執行手続の開始.....	13
(3) 執行費用.....	14
(4) 執行申立てと時効.....	14
(5) 執行のための保全処分.....	15
(a) 判決前の保全処分.....	15
(b) 執行決定後の保全処分.....	16
(6) 財産の調査.....	16
(7) 強制執行.....	17
(a) 財産の差押え.....	17
(b) 収入からの控除.....	19
(c) 第三者が占有する財産からの執行.....	19

(8)競売による換価	20
(a) 価額の決定	20
(b) 競売の実施	20
(c) 買戻権	21
(d) 競売の不成功	22
(e) 競売の問題点	22
(9)配当	23
(10)執行手続の延期及び停止	24
(a) 執行手続の延期	24
(b) 執行手続の暫定的停止	24
(c) 執行手続の停止	24
第5 まとめ～ベトナムで法的紛争を解決する場合の留意点	25
1 法制度に関する留意点	25
(1)体系性の欠如	25
(2)規範間の矛盾抵触	25
(3)下位法規制定の時間的ギャップ	26
(4)法規範の非公開	26
(5)制度自体の未整備	26
2 紛争解決手続の選択に関する留意点	26
(1)仲裁を利用する場合	26
(2)裁判所を利用する場合	27
(3)外国仲裁又は外国裁判所を利用する場合	27
3 判決を執行する際の留意点	28
(1)執行機関の構造的問題点	28
(2)執行官の問題点	29
(3)執行制度の問題点	30

第1 はじめに

本レポートは、ベトナムにおける民事執行についてその制度と現状を明らかにすることを通じ、ベトナムにおける法的紛争の解決手続全体について考察を試みるものである。市場経済は、自由な活動と公正かつ透明なルールを前提としており、そのために、法制度の整備のみならず、公正に紛争を解決するための司法制度の整備が必須の課題となる。民事執行は、紛争解決の最終地点に位置付けられる制度であるが、それ故に重みを持っており、民事執行制度が効率的に運営されなければ、効果的な紛争解決は不可能である。いかに裁判所制度が整って、迅速に裁判所の判決を得ても、あるいは良い仲裁判断を得ても、それが執行されなければ、最終的に債権回収をして債権者の満足を得ることはできない。ベトナムに投資する日本企業にとって、法制度全体に関心があることはもちろんであろうが、紛争をどのように解決すれば効果的なのか予測ができないと、その活動は萎縮し、投資の魅力も大きく減退してしまうものと思われる。そこで、本レポートにおいては、民事執行制度の現状と問題点を通じて、ベトナムにおける法的紛争の解決にどのような問題点が存在しているのか、どのような点に留意して法的紛争を解決すればよいのかについて考えてみたい。

なお、本レポートにおいて「民事執行」という用語は、民事裁判所のみならず、経済、労働及び刑事(付帯私訴の部分)の各裁判所の判決(決定、和解等、執行し得る裁判所の判断を含む。)の執行、ヴィエトナム裁判所において執行決定を経た外国判決(決定)及び外国仲裁判断の執行を含む概念である。

第2 ベトナムにおける紛争解決制度の概要

民事執行は紛争解決制度の最終地点であるから、民事執行制度を分析する前には、ベトナムにおける紛争解決制度の概要を明らかにしておく必要がある。まず、国家による紛争解決制度として代表的なものは裁判所である。

1 裁判所

ベトナムの裁判所は、県級裁判所¹、省級裁判所²及び最高人民裁判所³から構成されており、裁判所の組織や審級管轄に関しては「人民裁判所組織法」に定められている⁴。裁判所の事物管轄は、民事、刑事、経済、労働及び行政の5管轄に分類されており、訴訟手続については各手続法令(「民事事件解決手続法令」「経済事件解決手続法令」等)に定められている。ベトナムの審級制は二審制であり、県級裁判所が第一審判決をした場合には、省級裁

¹ 全国の県(省及び直轄市の下行政組織)に各1設置されており、全国で620存在する。我が国の簡易裁判所に相当する。

² 全国の省及び直轄市に各1設置されており、全国で61ある。我が国の地方裁判所に相当する。

³ ハノイに設置されており、ホーチミン及びダナンに上訴部が設置されている。

⁴ 従前、県級裁判所及び省級裁判所は司法省の管轄下にあったが、2002年4月の人民裁判所組織法の改正により、同年10月から最高人民裁判所の管轄下に置かれることとなった。

判所が上訴審を担当し、省級裁判所が第一審を担当した場合には、最高人民法院所が上訴審を担当する。日本の場合、裁判所は「一切の法律上の争訟を裁判」とされている(裁判所法3条)が、ベトナムの場合には、裁判所が管轄する紛争の種類が限定列挙されている点が特徴的である(「民事事件解決手続法令」10条⁵、「経済事件解決手続法令」12条⁶等)。なお、事物管轄について付言すれば、民事事件については、県級裁判所が一般的管轄権を有し、省級裁判所は、①当事者の一方が外国人であるか、外国に居住するベトナム人であるとき、②紛争が知的財産権に関与するとき、③県級裁判所の管轄に属する事件について、省級裁判所が審理する旨を決定したとき、にそれぞれ管轄を有する。また、経済事件については、省級裁判所が一般的管轄権を有し、県級裁判所は、当事者が外国人でない事件のうち、係争額が5000万ドン以下の事件について管轄を有するとされている。

ベトナムの裁判所は、審級制度はしっかりしているが、①現在のところ、裁判官の質の問題を抱えており、特に経済事件については裁判官の理解度が低い事例も多く、また、外国企業に対してベトナム企業を一方的に擁護しようとする態度もなくはない、②民事事件、経済事件について当事者が判決に納得していても、検察院等の監察機関が抗議の申立てをすると手続が再開し、解決が遅延してしまう、③特に民事事件と経済事件について管轄の争いが生じ、裁判所をたらい回しにされる結果となることがある、④裁判所に法規の解释权がない⁷ため、手続や法の適用が杓子定規にならざるを得ず、省庁による法解釈のガイドラインが发出されないと、法の適用自体が滞ってしまうなどの問題点を指摘することができる。

2 仲裁

ベトナム国内には、いくつかの仲裁センターが設立されている。国内仲裁センターは、ベトナム企業同士の経済契約から生じた紛争について仲裁を行う仲裁センターであり、「経済仲裁の組織と運営に関する政令」(1994年)に基づいて設立されている。また、国際仲裁センターは、1993年の首相決定に基づいてベトナム商工会議所の付属機関として設立された。国際仲裁センターは、当事者の双方又は一方が外国人又は外国法人でなければならないとされていた(したがって合併企業、100%外資企業は同センターに仲裁を付託できな

⁵ 「民事事件解決手続法令」10条は、民事裁判所の管轄の一つとして、「所有権、契約及び契約外の損害賠償責任に関する紛争並びに市民間、市民及び法人間、法人間の民法に定められた権利義務を巡る紛争」を定めている。一方、「経済事件解決手続法令」12条は、経済裁判所の管轄として、「①法人間並びに法人及び営業登録した個人間の経済契約から生じた紛争、②法人及びその構成員間の紛争並びに法人の構成員間の設立、運営及び解散を巡る紛争、③証券、株式及び社債に関する紛争、④その他法で定める紛争」としている。要するに、民事裁判所は民事契約、経済裁判所は経済契約について管轄を有することとなるが、脚注6のとおり、民事契約と経済契約との関係が明確でないために管轄に疑義を生じる場合があるのである。

⁶ 経済契約とは、法人間ないし法人と営業登録した個人との間の契約であって、生産、商品の売買、サービスの提供等商事の本質を有する契約と定義されている(経済契約法令1条及び2条)。この経済契約と、商法に基づく商事契約、民法に基づく民事契約との関係は、非常に複雑で理解が困難である。一応の理解としては、①商法に基づく契約(商法45条に規定される14種類の商事行為に関する契約)は、法人、個人等で営業登録した者のなす契約であるとされている(商法5条1項、6項)から、原則として商法に基づく契約は経済契約と考えられる、②民法に基づく契約であっても、当事者の一方又は双方が法人(ないし営業登録した個人)であるため商事性を帯びるものについては、経済契約に含まれるものと考えられる(その他、商法にも民法にも該当しないが、経済契約とみられる契約も存在する可能性がある。)

⁷ 1992年憲法上、国会常務委員会が有するとされている(91条3項)。

かった。)が、1996年の首相決定により国内仲裁についても管轄を持つこととなっている。仲裁は、その専門性、迅速性、守秘性及び手続の機動性等において裁判所に勝ると言われているが、ベトナム現行法の下での仲裁は、①管轄する紛争が経済契約に起因するものに限られ非常に狭い上、②国内仲裁判断の執行が「民事判決執行法令」に規定されていないため、仲裁判断の執行は出来ない(債権者は、任意の履行がなされない場合、裁判所に訴訟を提起して再度審理を経なければならない。)と考えられている点で、重大な欠陥を有する。仲裁については現在法令案を起草中であり、2002年中には施行が見込まれる。

3 外国仲裁及び外国判決

ベトナム国外において仲裁もしくは裁判所の手続を経てその判断ないし判決等を得た場合、被告となったベトナム企業の資産がベトナム国内に存在する場合には、当該仲裁判断又は外国裁判所の判決をベトナム国内において執行することが必要となる。ベトナムは、外国においてなされた仲裁判断の執行については、多国間条約である「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(いわゆる「ニューヨーク条約」)に加盟するとともに、国内法として「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」を整備し、外国裁判所判決の執行については、「外国判決の承認及び執行に関する法令」を制定している。右各法規によれば、諸外国の法制同様、外国仲裁判断及び外国裁判所の判決は、ベトナムの裁判所において承認及び執行決定(ベトナム国内において効力を認める決定と理解してよい。)を経た後でなければ、ベトナム国内で執行することはできない。右承認及び執行決定を経れば、民事判決と同様の手続でベトナム国内における執行が可能であるが、以下の諸点に注意すべきである。①ベトナム国内において執行の対象となる外国仲裁判断は、ベトナム法により「商事」に関するものに限られること⁸、②一方、ベトナム国内において執行の対象となる外国裁判所の判決は、ベトナム法により「民事」に関するものに限られること(したがって、当事者が営利法人の場合には、ベトナム経済契約法令の適用があることから、「民事」判決とはいえない。)、③仲裁合意の有効性に関して、特にベトナム企業側の代表権限が非常に厳しく審査され、仲裁合意が無効であったと判断される事例が多いこと(ベトナム企業擁護の発想であろう。)、④外国裁判所の判決に関しては、日本とベトナムとの間には相互の判決の承認及び執行について規定した二国間条約が締結されていないことから、日本の裁判所の判決はベトナム国内では執行できないこと、そのため、相互主義の要件を欠き、ベトナム裁判所の判決も日本国内では執行できないこと(我が国民事訴訟法118条4号)。

4 和解

訴訟上の和解手続と和解組による和解手続がある。「民事事件解決手続法令」及び「経済

⁸ 実務上、「商事」と考えられるためには、ベトナム商法45条に規定される14種類の商行為に当たらなければならないと考えられている。同条に定める商行為は、物品の売買行為の形態を規定したもので、例えば建設借負契約はその範疇に含まれないなど、その範囲は非常に狭い。

事件解決手続法令」とともに訴訟上の和解手続について定めている。ベトナムにおける訴訟上の和解は、裁判官のみによって裁判所の構内で行われ、原則として人民参審員は立会しない。民事事件においても経済事件においても、原則として審理(法廷での手続)に入るためには和解手続を経なければならないという和解前置主義が採用されている⁹⁾。和解手続を経ても和解に達しない場合には、審理手続に移行する。一方、当事者間に和解が成立した場合には、裁判所は和解調書を作成する。この和解調書に対して、15日以内(民事事件の場合。経済事件については規定なし。)に当事者が和解内容を変更する申立てをしない場合には、裁判所は当該和解の認可決定をすることとなる(当事者が和解内容を変更するか、検察院等が和解に関して抗議の申立てをした場合には、判決手続に移行する。)。和解認可決定は、裁判所の確定した決定として、民事判決執行法令の手続にしたがって執行することができる。

和解組は、ベトナムにおける「草の根の紛争解決機関」として位置付けられている、いわば部落の紛争解決組織である。村単位、居住地域単位で数名の和解組員が選挙で任命され、市民の生活から生じる近隣紛争、家族関係から生じる紛争などを解決する役割を担っている。和解組による和解は、当事者の申立てによる外、和解組の職権によっても開始することができる。この手続により和解が成立したときでも、当事者の任意の履行に依存する外はなく、強制執行をすることはできない。

第3 ベトナムにおける法規範及び民事執行の法的根拠

1 ベトナムにおける法規範の形式

ベトナムには、数多くの法形式が存在している。したがって、ベトナム法制度を理解するには、まず法形式について理解しておくことが必要であるので、簡単に紹介したい。この点については、1997年に施行された「法規範文書制定法」が規定している。同法によれば、ベトナムにおいて法規範を制定できる主体には、①国会、②国会常務委員会、③国家主席、④政府、首相、各大臣、最高人民裁判所、最高人民検察院があり(③以降は、国会及び常務委員会の制定した法規範の施行のための文書とされる。また、これらの機関が共同で法規範を制定する場合もある。)、更に地方において⑤人民評議会及び⑥人民委員会の制定する法規範がある。

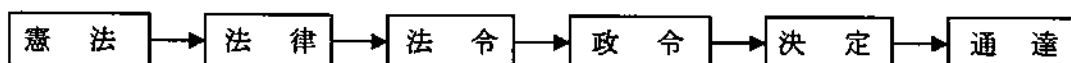
これらの主体が制定する法規範のうち主要な形式は、①国会の制定する「憲法」(hien phap 現行憲法は1992年に制定され、2002年に一部改正された。)及び「法律」(phap luat)、②国会常務委員会の「法令」(phap lenh. 英訳は Ordinance)、③政府の「議定」(nghi

⁹⁾ ただし、民事事件において、違法な取引から発生した紛争や違法な婚姻の取消事件等、一定の事件は和解適格から除外されている(民事事件解決手続法令43条)。

¹⁰⁾ ある弁護士の話によれば、実務上、審理に入る前には3回の和解期日をしなければならず、和解の見込みもないのにただ期日ばかりが無駄に繰り返される事件もあるという。

dinh. 通常、「政令」と呼ばれる。英訳は Decree)、首相の「決定」(quyet dinh. 英訳は Decision)、各大臣の「通達」(thong tu 英訳は Circular。国家機関が共同で発出する場合は共同通達(Joint Circular)という。)などである。

これらの関係を簡単に図示すれば、以下の様になる。



ベトナムの法規範は、ドイモイ以降急激にその数を増加させており、現在では地方の法規範を含めると30万を超えるといわれている。したがって、法規範の数自体は十分過ぎるほどであるが、目前の必要性から急遽制定される法規範も多く体系性に乏しい上、未だ欠缺している法分野も多い外、数多くの問題点を残している。①法律、法令の制定は、国会が各年毎に立法計画を策定して行うが、一つの法律案の審議に時間がかかりすぎ、毎年各10前後の法律及び法令のみしか制定されず、ニーズに追いつかない。②法律、法令は制度の枠組のみを定めると意識が強いため、法律が制定されても制度が動かず、通達等の下位規範(ガイドライン)の制定があるまで実質的に制度の運用がされない。③加えて、下位規範の制定は、法律が制定されてから開始されるため、制度の運用までかなりの長期間を要する。④省庁間の縦割り意識が強い上、我が国内閣法制局のような調整機関がないため、同位の法規範あるいは上下位の法規範の間で矛盾抵触を生じることが多い。⑤法規範相互の関係について「法規範文書法」の規定はあるものの、法の体系性の意識に乏しいため、実際の適用の場面では、上下位の法規範間に矛盾抵触があっても、上位の法が優先するという結果にならないことがある。⑥国家機関の定める法規範は、官報に掲載して公開することとなっているが、全ての法規範が公開されるものではない上、制度の運用に重要な下位規範ほど公開されない可能性が高い。

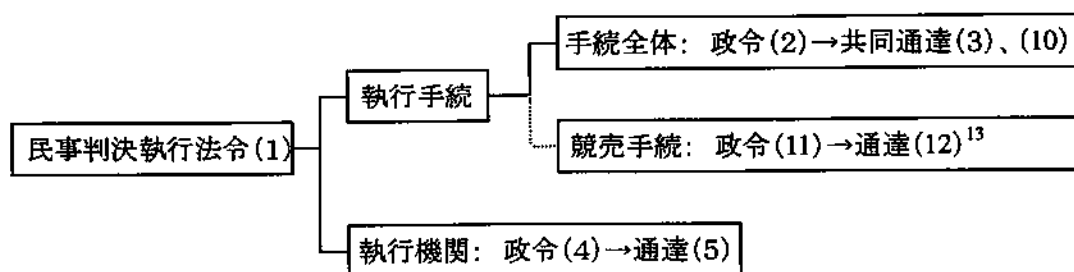
2 民事執行の法的根拠

民事執行に関して、最も基本的な法は、1993年4月17日に施行された「民事判決執行に関する法令」(以下単に「法令」ともいう。)である。この法令は、執行対象、執行官の資格及び権限及び執行手続の概略等について定めている。その他、民事執行手続ないし執行官の権限等に関して、以下のとおり3つの政令と8つの通達(ないし共同通達)が制定されている。

- (1) 「民事判決の執行に関する法令」(1993年4月17日)
- (2) 「民事判決の執行手続に関する政令69号」(1993年10月18日。以下「政令69号」)
- (3) 『「民事判決の執行に関する法令」の適用指針に関する共同通達」(1993年9月21日。司法省、内務省及び最高人民検察院)

- (4) 「民事判決執行機関の組織、責務及び権限に関する政令30号」(1993年6月2日)
- (5) 「民事判決執行機関及び運営の指針に関する通達67号」(1996年7月5日。司法省)
- (6) 「民事判決執行の保護に関する共同通達02号」(1993年9月17日。司法省、内務省及び最高人民検察院¹¹⁾)
- (7) 「民事判決の執行を確保するための企業財産の差押えに関する共同通達119号」(1997年6月4日。司法省及び財務省。以下「共同通達119号」)
- (8) 「コミュニケーションレベルの人民委員会への事件の移送に関する通達05号」(2002年2月27日。司法省¹²⁾)
- (9) 「財産に関する判決とその執行の指針に関する共同通達01号」(1997年6月19日。最高人民裁判所、最高人民検察院、司法省及び財務省)
- (10) 「民事判決執行の指針に関する共同通達12号」(2001年2月26日。司法省、最高人民検察院。以下「共同通達12号」)
- (11) 「財産の競売に関する政令86号」(1996年12月19日。以下「政令86号」)
- (12) 「『政令86号』の施行に伴う競売規制の適用に関する通達」(1997年4月7日。司法省)

これら法規範のうち重要なものについて体系的な位置付けを示すと以下のようになる。



一方、外国判決の承認及び執行手続に関しては、「外国判決の承認及び執行に関する法令」(1993年4月17日)及び「外国判決の承認及び執行に関する法令」の規定を施行するための共同通達」(1993年7月24日)が、外国仲裁判断の承認及び執行手続については、ベトナムは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(いわゆる「ニューヨーク条約」)に加盟している(1995年12月11日より効力を生じている。)外、国内法として「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」(1995年9月14日)が、それぞれ制定されている。

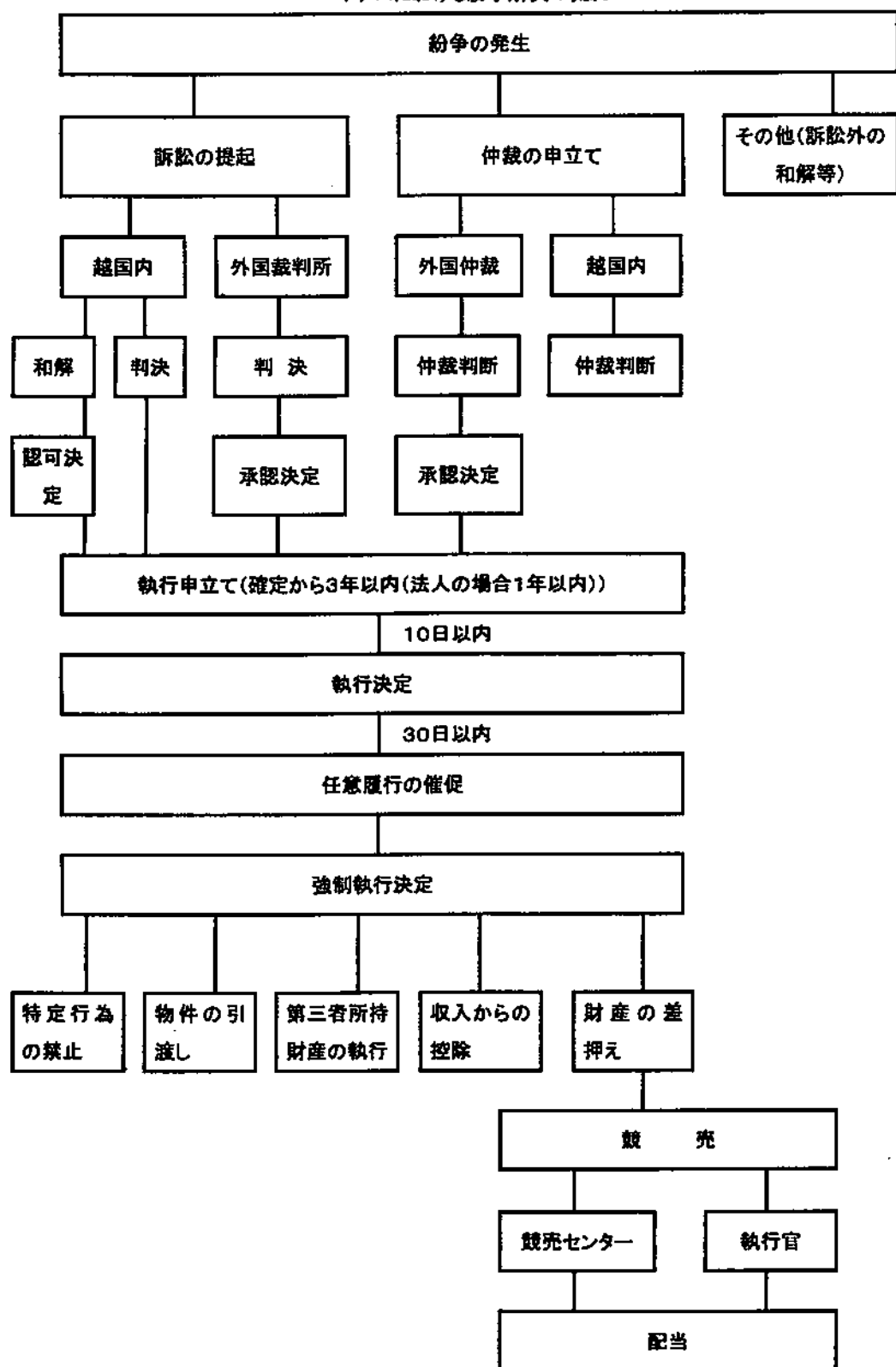
¹¹ 判決執行について公安や人民委員会の補助を受け得る場合等について規定するもの。

¹² 債権額が50万ドン以下の執行事件については人民委員会に移送する旨を規定するもの。

¹³ 競売に関する政令86号と判決執行手続との関係については、後述のとおり争いがあるため、関係を破綻で示す。

前述のとおり、外国判決の場合も外国仲裁判断の場合も、最終的には法令に基づいて執行がされるので、以下、主として「民事判決の執行に関する法令」に基づく執行手続を概観したい。なお、民事判決の執行を中心としてベトナムにおける紛争解決の概念図を示すと、おおよそ次ページの図のようになるものと思われる。

ベトナムにおける紛争解決の流れ



第4 ベトナムにおける判決執行の実情及びその手続

1 執行の対象となる判決・決定

執行の対象となる判決は、「民事、婚姻、家事及び労働事件に関する判決、及び刑事事件の判決のうち財産に関する部分の判断、その他法で規定する判決」(1条¹⁴)であって、①一審かつ最終審の判決、②一審判決で、上訴されず確定した判決、③上訴審の判決、④監督審及び再審判決、⑤ベトナム裁判所が執行を認めた外国裁判所の判決である(3条)。これらの判決については、判決をした裁判所において、判決書上に「確定判決」(effective judgment)の印判を押捺して、確定判決であることを明らかにすることとなっている。一方、確定前の判決であっても、養育費の支払、賃金の支払、再雇用、生命及び健康被害に対する損害賠償の支払をそれぞれ命じる判決については、上訴の有無に関わらず執行することができ、執行財産を保全するための緊急暫定決定(民事事件解決手続法令41条、経済事件解決手続法令41条)も即時に執行することができる。

2 判決執行の実情

執行関係の統計資料は公開されていない。聞き取り調査によると、2001年のベトナム全土での執行事件の数は、447,375件であり、うち286,616件が執行可能な判決であり、160,759件が執行することの不可能な判決であった。執行可能な判決中、257,660件(89.8%)について執行に着手し、うち174,217件(60.7%)については執行が完了したとのことである。執行に要する時間について正確な統計はないが、聞き取り調査によれば、最も短くとも執行開始から終了までに3か月はかかるとのことである。

ハノイについてはやや詳細な統計があり、次ページの表のとおりである。最近2年間の執行事件数はほぼ1万6000件程度であり、うち最も多いのは刑事事件判決中の財産に関する判決(賠償金の支払、被害物の弁償等)の執行であり、一方、民事事件や経済事件判決の執行は数としてはそれほど多くない。刑事事件判決中の財産に関する判決の執行が多いのは、一つには貸金不払等の債務不履行が刑事事件として立件され、刑事判決中において右債務額の支払を命じられるためであると推測される。執行事件中、4000ないし5000件は執行が不可能な事件であり、そのほとんどは債務者が執行可能な財産を有しないことが理由となっている。

¹⁴ 経済事件については、経済事件解決手続法令88条が、「経済紛争に関する裁判所の判決又は決定は、民事判決の執行に関する法令にしたがってこれを執行する。」旨を定めており、「その他法で規定する判決」として、民事執行の手続にしたがって執行することができる。

【ハノイにおける執行事件の実情】

	執行事件数	執行可能な事件数	執行不可能な事件数
2000年	16, 234件 うち刑事 6, 136件 民事、経済、労働 1, 549件 婚姻、家族 3, 095件	12, 030件 うち執行した事件 8, 928件 (74. 2%)	3, 988件 うち債務者に財産の ない事件 3, 128件
2001年	16, 370件 うち刑事10, 253件 民事、経済、労働 3, 013件 婚姻、家族 3, 104件	11, 064件 うち執行した事件 7, 831件 (70. 8%)	5, 169件 うち債務者に財産の ない事件 4, 283件

3 執行手続

(1) 執行機関

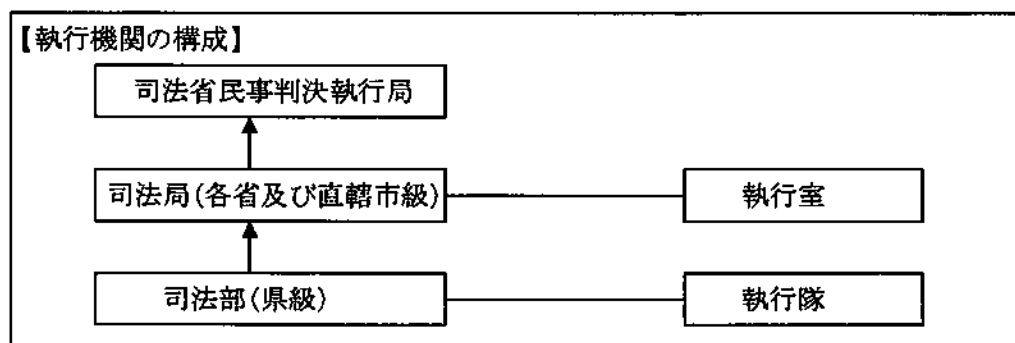
執行手続は、債権者が執行機関に執行の申立てをすることにより開始する¹⁵。

執行機関は、司法省(担当局は、民事判決執行局)を中央官庁として、以下のように構成されている。すなわち、省級司法局に執行室が設置され、この執行室が実際の判決執行手続を行うこととなるが、県級司法部にも執行隊が設置されており、県級裁判所の判決の執行や執行室から委託された判決の執行を担当することとなっている。右執行室及び執行隊には執行官(enforcement officers)が配属されている。執行官は司法省が任命するが、その資格は、省級執行官か県級執行官かで多少異なり、省級執行官には、法学士を有していることの外、少なくとも3年間法律職の経験があることなどの要求がある。現在、執行官は、ベトナム全国で1703名任命されている(1999年末現在)。

ベトナムでは、執行機関の構造的な理由により執行が滞ることがある。すなわち、司法省は、当該民事判決の執行が他の省庁の権益を侵す場合、あるいは債務者が他の省庁の経営する企業である場合には執行を躊躇するし、債務者が共産党の経営する企業の場合にも執行が遅れたり、停止したりすることがある。また、地方の司法局及び司法部はともに人民委員会の管理下にあることから、人民委員会の経営する企業が債務者である場

¹⁵ 執行機関は、国家財産の返却を命じる判決あるいは国家財産に対する損害の賠償を命じる判決については、職権で執行手続を開始することができる。また、緊急暫定決定に基づく執行も職権で開始できるとなっている。

合には、これに対する執行は非常に困難となる(当該企業の財産に対して執行することは、当該地方の歳入に直接に影響する。)。更に、執行機関が裁判所の組織の一部となっていないために、裁判所と執行機関との間で判決の解釈に齟齬を生じ、あるいは業務の連携が上手く行かないなどの支障が出る場合もある。



(2) 執行手続の開始

ベトナムにおいて判決の執行をするには、判決を取得した後、判決の確定から3年以内(法人の場合1年以内)に執行機関に執行の申立てをして、執行決定を経なければならない。執行決定後、執行官はまず債務者に任意の履行を促す手続をとり、その後に強制執行の手続が行われることとなる。

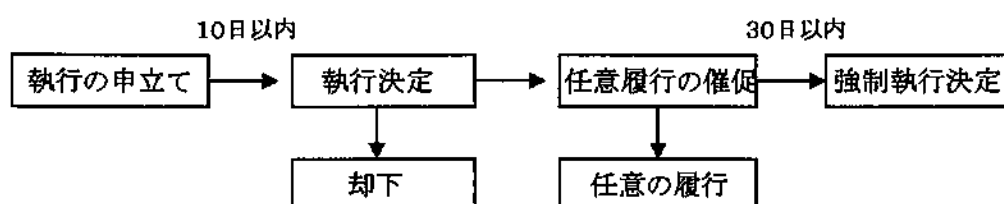
執行の申立ては、債務者の住所地、勤務地あるいは執行対象財産の所在地¹⁶の執行室ないし執行隊¹⁷に対して、①各執行室ないし執行隊の定める定型の執行申立書、②執行対象となる判決の写し(確定判決の場合その旨の押捺のあるもの)を提出して行う(政令69号6条)。申立てを受けた執行室ないし執行隊は、申立受領から10日以内に、執行決定(enforcement decision)をしなければならない。執行決定は、当事者、利害関係人及び検察院に送付される。執行決定が発令された場合、担当執行官は債務者に対し、30日を超えない期間を定めて当該債務の任意の履行を促さなければならない¹⁸とされており、右期間が満了しても債務者が当該債務を履行しない場合には、執行官は強制執行決定をし、当該決定を関係当事者に送達して、強制執行手続が開始することとなる。

¹⁶ 判決に表示された債務者が複数で、かつ異なる住所を有するか、財産所在地が異なる場合、債権者は、それぞれ管轄を有する執行機関に、管轄部分についての申立てをしなければならない(政令69号3条)。

¹⁷ 執行室と執行隊の決定権限は、以下のように区分されている。すなわち、執行室は、①省級裁判所の一審判決、②県級裁判所の判決のうち、その執行の複雑性のため執行室が取り上げた事件、③最高人民裁判所の判決のうち、その執行について執行室に移送された事件、④他の執行機関から執行を委託された事件。また、執行隊は、①県級裁判所の判決、②省級裁判所の上訴審判決、③省級裁判所の判決及び最高人民裁判所の判決のうち、執行室からその執行を委託された事件、④他の執行室又は執行隊から執行を委託された事件、⑤軍の執行機関から委託された、刑事判決の付帯私訴部分の執行事件(政令69号1条)。

¹⁸ 任意の履行の催促は、債務者を執行機関に呼び出して行うが、債務者が出頭を拒否したり、呼出通知を受領していないなどと主張する例もある。その場合、執行機関は、真に通知を受領していない場合を懸念し、強制執行手続への移行をしない場合が多い。

る。以上を図示すると以下のとおりである。



なお、執行手続に関しては、債権者及び債務者の間で①判決の全部又は一部について不執行の合意をすること、②執行の時期、場所又は方法について合意すること、がそれぞれ認められている。当事者が右合意をした場合には、執行官はその旨の調査を作成し、当該合意にしたがった手続を進めることとなる。

(3) 執行費用

法令23条は、執行費用は債務者の負担とする旨を定めている。したがって、債権者としては執行申立ての際に執行費用を予納する必要はないが、実務上、様々な支払を要求される場合がある。ベトナムの制度上、執行官の裁量事項とされている手続は多く、したがって債権者としては執行官と良好な関係を維持する必要もあることから、執行官がコミッションの支払や執行手続に要する諸費用(法規に定められている費用と非公式な費用がある。)の支払を債権者に要求するが多い。こうした支払要求のうちの一部は贈収賄に該当する場合もあり、注意が必要である。

(4) 執行申立てと時効

執行申立てについては、時効に注意する必要がある。民事事件解決手続法令21条は、民事執行申立てについて時効期間を定めている。右規定によれば、申立てについて客観的な障碍のない限り、債権者が個人の場合には、判決の確定の日から3年、債権者が法人の場合には同日から1年以内に執行の申立てをしなければならない。①債権者が過失なくして判決書を入手できなかった場合、②執行債権者が、管轄地域から業務上の理由ないし健康上の理由その他客観的な理由により不在であった場合、もしくは債権者が相続人なくして死亡した場合、③天災もしくは火災の場合、④執行機関の過失の場合は、客観的な障碍に当たるとされている。3年(もしくは1年)の期間を超えて申立てをしようとする債権者は、客観的な障碍により期間の遵守ができなかったことを示す資料を提出しなければならない。

執行申立てをしないまま時効期間が満了した場合、「当該判決は、執行力を喪失する。」(民事事件解決手続法令21条)。時効期間満了により、当該判決の執行が出来なく

なることは明らかであるが、当該判決に表示されている実体法上の請求権まで時効により消滅するのかは明確ではない。ベトナムではもと、民法など実体法においても時効期間の多くは提訴時効として定められており、手続法上の時効と実体権の時効との区別が明確ではないという法制上の特徴があり、民事執行の場面においても同様である。この問題は、例えば執行申立ての時効期間経過後、再度同じ請求権について判決を得て執行することができるのか、債権者は、債務者に任意の履行を請求することができるのか、などの権利関係に影響することが予想される。調査を依頼した法律事務所では、この時効を手続法上の時効として理解しているようであったが、①同一の請求権について裁判所に判断を求めても、既に判決済みであるとして棄却される可能性が大きい(既判力の効果というものではないようであるが)、②債権者は、債務者に対して任意の履行は請求することができるであろう、とのことであった。いずれにしても取扱い是不明確であり、債権者としては常に執行申立ての時効期間には注意しておく必要がある。

なお、この時効期間の起算点について、共同通達12号が更に詳細に規定している。それによれば、①判決の一部について上訴ないし講義のあった場合、その一部と残余の部分の権利関係を切り離すことが出来るときは、上訴されなかった残余の部分については、その確定の日から時効期間を起算する、②確定前に執行することができる判決についても、時効期間についてはその確定の日から起算する、③判決上、特定の日に債務の履行を命じている場合には、時効期間はその特定の日から起算する、④判決上、定期債務の履行を命じている場合には、時効期間はそれぞれの期限の到来時から起算する。

(5) 執行のための保全処分

(a) 判決前の保全処分

判決前に債務者の資産が散逸、消滅することを防止するため、民事事件解決手続法令及び経済事件解決手続法令では、一定の限度で保全処分の制度を設けている。なお、我が国民事保全制度のように、提訴前に保全処分をすることは認められていない。

民事事件解決手続法令では、①扶助料仮払、労働者に対する賃金仮払命令、②係争資産に対する目録の作成、③係争物件の譲渡の禁止、④係争物件の保管、⑤債務者に対する一定行為の強制又は禁止を、裁判所の職権又は検察院の要請により行うことができるとしている(41条)。一方、経済事件解決手続法令では、①係争物件又は銀行口座の差押え、②債務者に対する一定行為の禁止、③収獲物の取り立て、関係製品の保管、④損傷、腐敗の見込まれる物件の売却を、裁判所の職権又は当事者、検察院の要請によって行うことができるとしている(42条)。これらの手続法令は、決定権限を裁判所に委ねているものの、保全処分に関する決定については、当事者は上訴審に不服を

申し立てることができる。なお、保全処分は直ちに執行力を有し、債権者は執行の申立てを経てこれを執行することができる。

このように、各法令は、保全処分として、係争物件の目録の作成、係争物件の譲渡の禁止等、財産の散逸防止の措置を定めているが、実務上、裁判所は審理手続の前に財産の差押をするに極めて消極的であるため、保全処分の制度は機能していないのが実情である。債権者は、債務者が保全命令に違反して係争物件を譲渡するなどした場合には、裁判所等に当該譲渡の取消を申し立てることができる(一種の詐害行為取消権か。)が、登録制度の不備等の理由により、この取消権を行使することは困難である。

(b) 執行決定後の保全処分

法令22条2項は、債務者が執行対象財産を他に譲渡ないし損壊するおそれのあるときは、執行官は、任意の履行勧告期間中であっても、当該財産を直ちに差し押さえることができる旨規定している。ただし、法文上、この保全処分は執行官の裁量により行うこととなっている。そのため、この保全処分を行うか否か、いつ行うか等について執行官による権限濫用の危険が存在する。執行官が債務者と結託すれば、任意履行の期間中に債務者が財産を隠匿ないし処分してしまうことが可能となってしまう。

(6) 財産の調査

実務上、執行決定をした執行官は、債務者の財産調査を行うこととなっている。この目的は、債務者が債務を履行するのに十分な財産を有しているかを調査することにある。仮に、債務者が十分な財産を有していない場合には、債権者の申立てが却下(返却)されたり、手続が停止される(27条)。共同通達12号によれば、以下の場合には、債務者は財産を有していないとされる。①債務者が、いかなる財産も有せず、収入もない場合、②債務者が低価値の財産しか有していない場合、③調査によれば財産はあるものの、競売でも買い手がつかず、かつ債務者が他に価値ある資産を有しない場合、④債務者が、差押禁止財産もしくは、係争中の財産(分割前の遺産、分割前の共有財産及び権利関係について係争中の財産等)しか有せず、かつ、係争中の財産について、執行機関が債権者や利害関係人に対して訴訟の提起を促したにも関わらず、右措置が取られず、もしくは裁判所が未だ判断を示さない場合。¹⁹⁾

債務者が十分な財産を有していないと判断した場合、執行官は、執行決定から2か月以内に、債務者の財産の状態について記載した書面を作成しなければならない。

¹⁹⁾ なお、特定物の引渡しを命じる判決の執行については、①債務者が、土地の引渡しを命じる判決を受けたが、当該土地上に判決前に適法に建築された不動産が存在しており、かつ、判決上右不動産の取去を命じていないために、執行機関が、判決に従った土地の返還ができない場合、②債務者が特定物の引渡しを命じられたが、当事者間で引渡しの方法等について協議が調わないうちに当該物が喪失ないし損壊し、かつ、執行機関が当事者に損害賠償請求訴訟の提起について示唆したものの、裁判所の判断が未だ示されない場合、にも、それぞれ執行不能とされている。

こうした執行官による財産調査の詳細は、法規に規定がないことから、執行官が独自の判断で行っており、問題を生じている。すなわち、債権者は、執行官の調査の手続や内容について知らされないため、執行官の調査が適切に行われたのか否かについて確認する手段がない。これは汚職の温床ともなっており、債務者が執行官に賄賂を提供して自己に有利な認定(財産を有しないとの認定)を引き出す場合もないではない。したがって、債権者としては、執行官との間に良好な関係を構築することが必要となり、こうした関係が構築されれば、調査に立ち会ったり、必要な書類を閲覧したりすることも可能な場合がある。いずれにしても調査を巡る手続が不明確、不透明であることは否めず、そのために債権者に過剰な時間的、経済的コストが要求されることが予想される。

(7) 強制執行

債務者が、執行官による任意の履行勧告にしたがわない場合、執行官は強制執行決定をして、強制的な執行手続を開始する。強制執行手続においては、①財産の差押と競売による換価、②収入からの控除、③第三者が占有する財産からの執行、④特定財産の返還及び⑤違法な行為の停止命令を行うことができる。

(a) 財産の差押え

財産の差押手続は、①債務者の私有財産について、②債務者あるいはその家族、人民委員会代表及び隣人の立会いの下で行われ、かつ、③差押禁止財産に該当せず、④対象財産の価額は債務額と等しいものでなければならない。法令30条によれば、差押禁止財産は、①債務者及びその家族の生活に必要な食物及び薬品、②債務者及びその家族の生活に必要な業務用動産、衣類及び生活用品、③通常用いられる祭祀用品である。債務者は、執行手続に障碍にならない限り、差押を受ける財産を指定することもできる。

特に、債務者が法人の場合には、以上の要件に加えて、財産の差押は、他の措置(銀行預金の凍結、銀行預金、金、銀その他の貴金属又は有価証券からの控除、代案者が占有する財産からの控除、債務者が有する債権からの控除等)が取られたが功を奏しなかった場合に限り行うことができるとされている。更に、差押禁止財産の範囲が拡大され、①健康管理に用いる薬品、道具及び設備、②従業員に供するための食品及び関連設備、③保育所及び学校設備、④労働安全、火災予防、爆発防止又は環境保護のための設備、⑤債務者保護のため国家に留保された財産、⑥他の債権者のために設定された抵当物件及び質物件、⑦当局に差し押さえられた財産、⑧債務額に比して著しく高額の高技術生産ライン、⑨重要なインフラ設備、⑩流通の許可されない商品、⑪生産ライン中未完成の製品、⑫ソフトウェア及びデータ、著作権並びにノウハウ、⑬安全及び防衛目的のため国家が指定した製品生産

のための機械、道具については、差押えが許されないとしている。

差押手続について留意すべき点は、以下のとおりである。

- ① 債務者の財産であるか否かの認定が困難である場合が多いこと。登録制度が整備されていないために、不動産や重要動産についても債務者の所有物か否か明らかでない場合が多く、逆に債務者がそれを悪用して既に他人に譲渡したとか、自分の物ではないなどと主張して執行を免れようとする事例もある。
- ② 債務額と財産額の均等性の要求を満たすのは、実務上困難である場合が多いこと。まず競売前には物件価額の査定が困難である上に、執行官も責任追及をおそれて、一見して債権額より高額な建物などを差し押さえようとはしない。そのため、かえって債務者の財産が債権額を大幅に上回るために執行ができないという奇妙な状況を生じさせてしまうおそれもある。
- ③ 債務者に差押財産の指定権が認められているために、執行に困難を生じる場合があること。「執行手続に障害を生じない限り」との限定がついてはいるが、その認定は独り執行官の判断にかかっているし、実務上は、債務者が市場性のない財産を指定して執行手続を遅延させる原因となっている。
- ④ 先行の差押があると、当該財産については二重の差押ができないこと。ただし、当該財産を競売して余剰がでた場合には、債務名義(判決)を有している債権者は、当該債務者に対して執行の申立てをしていれば(あるいは申立てのない場合でも)、配当を受けることはできる(共同通達12号IV章3g)。
- ⑤ 抵当物件については、原則として差押が許されないこと。特に不動産については、当該物件について他の債権者のために抵当権が設定されていると、当該不動産は差押禁止となるので注意が必要である²⁰。抵当権と差押との優劣関係は、抵当権の登録の日付と差押の日付との先後によるものと思われる。
- ⑥ 債務者が法人の場合、差押禁止財産の範囲は非常に広いこと。法人の営業を保護するための措置と思われるが、右規定によると、生産ラインや機械設備等、法人の所有する重要な動産について執行することはほぼ不可能であると考えられる。また、建物についても執行の制限があり、他の財産に対する執行によっては効を奏しない場合に限られるとともに、執行前には、債務者が他の財産を検索するための1か月の猶予期間を設定しなければならない。
- ⑦ 居住用建物は差押禁止財産となっておらず、政令12号には、執行官が居

²⁰ 債務者が担保物権以外に財産を有せず、かつ、物件価額が被担保債権額及び各種費用より高額である場合には、判決執行のために当該担保物件を差し押さえることができる場合がある。

住者を強制的に立ち退かせる手続が定められている(IV章3c²¹)が、実務上は、居住用建物について執行するには、居住者のため、債権者が代替家屋を提供しなければならないという慣行もあるようである。

(b) 収入からの控除

法令38条がこの手続を定めている。強制執行のため控除できる「収入」には、給与、退職金、合作社からの給付金及びその他の適法な収入を含んでいる。収入から控除が行われるのは、夫婦間の扶養料の請求の場合か、他の財産に対する執行では、債権を満足できない場合に限られる。給与及び退職金からの控除の場合には、総額の50%を超えない額までの控除が許される。その他の収入については制限がないが、債務者の生活に必要な額は残さなければならないとされている。執行官による本手続の開始決定は、債務者の勤務先に送付され、送付を受けた勤務先は、当該債務額に相当する金額を債権者に送付しなければならない。

この収入からの控除手続は、①我が国民事執行のように債権を差し押さえるという概念がなく、差押手続を経ずして収入から債務額を直接に控除して弁済に当てるものである点、②対象債権が「収入」(legal income)に限られ、したがって、債務者が不動産の売却代金支払請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権など、相当高額ののぼると思われる債権を有している場合でも、当然にこの手続により執行できるものではない点(除外されるものでもないらしい。債権者としては執行官を説得するという作業が必要となる。)が特徴的である。

(c) 第三者が占有する財産からの執行

債務者の執行対象財産を第三者が占有している場合の執行手続を規定するものである。この点については、法令40条が規定している。まず、右「第三者」が銀行の場合には(銀行預金等)、執行官は銀行に対し、債務額に相当する額を債権者に送付するよう要求することができる(1項)。次に、物の引渡しを命じる判決において、当該物件を第三者が占有する場合(賃借、使用貸借、受託、修繕のための占有等)には、執行官は、当該第三者に対し、当該物件の全部又は一部を債権者に引き渡すよう要求するか、直接に当該物件を差し押さえることができる(2項)。

当該物件の所有権について係争のあるときは、執行官は執行手続を継続して当該物件を差し押さえた上、その管理を占有者に委託することができる。債権者、債務者及び当該第三者は、民事訴訟の手続にしたがって訴訟を提起することができる

²¹ 居住用家屋の差押は、債務者の他の財産に対する執行によっても功を奏しないときにのみ行われる。この場合、執行官は、債務者及びその家族に立ち退きを命じ、従わない場合には、財産目録を作成した上で、当該財産を家屋から運び出し、債務者等にその受領を要求する。右受領が拒否された場合、執行官は右財産の保管者を指定し、少なくとも3ヶ月の期間を定めて債務者等に受領を督促するが、それでも受領を拒否する場合には、競売にかけられ、既に損壊している財産については破壊することとなる。

(3項)

我が国の民事執行法においては、第三者が占有する債務者の動産についてはその者から任意の提出を受けて差し押さえるか、債務者が当該第三者に対して有する引渡請求権を差し押さえることにより執行する(124条、163条)こととなるが、ベトナムの場合には、執行官に第三者に対する引渡請求権を認め、また直接に差し押さえることもできるとしている点で特徴的である。日本の場合、第三者が当該物件の所有権を争う場合には、第三者異議の訴を提起できるとして第三者の保護の制度を設けているが、ベトナムでも同様に所有権確認の訴えを起こせるとして(この場合、被告は債務者となろうが、債権者との関係でどのように同一確定を図るのかは問題となろう。)、第三者の保護を図っている。

(8) 競売による換価

財産が差し押さえられた場合、当該財産は競売²²により換価され、債務の弁済に当てられることとなる(法令34条1項)。

(a) 価額の決定

当該財産の価額は、債権者及び債務者が協議して決定する。債権者及び債務者が価額について合意に至らない場合には、執行官は価額決定委員会²³を結成して差押財産の価額を決定する(法令31条1項、2項)。右協議により決定された価額又は価額決定委員会が決定した価額は、競売における最低売却価格として機能することとなる。

(b) 競売の実施²⁴

当事者が価額について合意した場合には、その日から3日以内に当該価格で競売を行うこととなり(政令69号17条1項)、価額決定委員会が価額を決定した場合には、差押財産所在地を管轄する執行機関のオフィス及びコミュニケーションレベルの人民委員会に競売の公告を掲示した後、価額決定の日から30日以内に競売を行うこととなる(法令34条1項、政令69号17条2項。ただし、共同通達119号は、企業財産の競売について10日以内としている。)

競売は、①執行官自身が自ら行うか、②省級司法局に設置される競売所(現在の

²² 当該差押財産の所有権について争いのある場合には、当該財産の所有権が債務者にあることについて裁判所の判断が出されるまでは、競売を行ってはならないとされている(法令34条3項)。

²³ 財政当局、土地管理局、建設管理局等の政府職員によって構成され、執行官が議長を務める。債権者及び債務者は、価額委員会に出席して意見を述べることができる(法令31条2項)。

²⁴ 競売に関しては、法令及び政令69号がその手続について定めている他、政令86号において競売所の行う手続が定められている。両法規間では、競売実施主体(注21参照)や債務者の買戻権、あるいは買受申出人の申出価格が最低売却価格に達しなかった場合の扱い等、規定間に矛盾があったり、両者の関係が明らかでない条項があり、実務上の混乱の原因となっている。本文上では一応両者の関係の整理を試みたが、規定内容の異なる部分については、その旨付記することとした。

ところ61省中39省にのみ設置されている²⁵。)か、競売会社(現在のところ、ハノイに1社しかない。)により行われる²⁶。後者の場合、執行官が、競売所と競売契約を締結することによって手続が開始する(政令86号7条2項)。競売所は、競売を開始する前に、当該競売について競売所に公告を掲示し、メディアにも公告を掲載しなければならない(政令86号11条、12条)。また、競売物件を、競売日の2日前まで競売所(不動産の場合はその所在地)に展示しなければならない(政令86条15条)。

競売自体は、競り売りで行われ、少なくとも2名以上の買受申出人の下(政令69号17条3項)、最も高い価額を示した買受人に売却される²⁷。最低売却価格より低い価格を示す買受申出人しかいない場合には、当該競売は成功しなかったものとされる(政令86号16条6項。ただし、法令34条2項は、この場合には最低売却価格に最も近い価格を提示した買受人に売却するとしている。)。買受申出人は、物件価額が1000万ドン(約9万円)を超えるときは、物件価額の1%を競売日の2日前までに予納しなければならない(落札の場合、右予納金は、代金の一部に充当されるが、当該申出人が買受けをできなかったときは、右納付金は同人に返却されることとなる。政令86号14条。ただし、法令36条は、価額の制限なく、家屋の競売の場合には1%の予納金を要するとしている。)。買受人が決定した場合には、当該買受人は、直ちに物件価額の2%を納付し、競売の日から15日以内(家屋の場合、30日以内)に残額を支払わなければならない。これを怠った場合には納付金は没収されることとなる。

(c) 買戻権

債務者は、買受人が所有権の移転手続を完了するまでは、物件の価格、執行手続費用等全ての費用を弁済して、当該物件を買い戻すことができる(政令69号17条4項。)

この債務者の買戻権については、実務上争いがあるので、実例を紹介する。判決の執行のため、債務者 A の所有する建物が競売され、X が5億ドンで競落した。X は代金である5億ドンを納付したが、債務者 A は当該建物について買戻権を行使

²⁵ 競売所では、判決の執行のための競売の外、担保権を実行するための競売や、任意の競売(いわゆるオークション)も開催される。当プロジェクトにおいて2001年8月に訪問したハイズォンの競売所においては、1997年の設立以来合計94件の競売(うち12件が判決執行のための競売)を開催し、うち90件について落札されたとのことであった。同競売所は、ベトナムの中でも運営状況が良好である競売所の一つであるとのことである。

²⁶ 競売実施主体に関しては、民事判決執行法令及びその下位規範では執行官とされているのに対し、競売に関する政令86号では、競売所ないし競売会社が実施するとされており、両者には齟齬があるとの意見もあるようである。実際、破産会社の土地所有権と建物の執行について、執行官が自らこれらを売却し、買受人のために登録手続を取ろうとしたところ、登録所が、競売所による競売を経ていないとして使用権移転登録を拒否した例があるようである。このような事態を考慮すると、債権者としては、執行官自身が行う競売よりも、競売センターに競売を主催してもらう方が安全であるといえる。しかし執行官としては、コミッション獲得等の動機から執行官自身が競売を行う旨主張するようである。

²⁷ 差押財産が債務者と第三者との共有物件の場合、当該第三者は、競売前に当該物件を、価額委員会が決定した価額により優先的に買い受ける権利を有する(共同通達12号IV章3d)。

すると主張して、判決に表示された債権額の支払を提供したため、X への所有権移転手続が停滞した。

債務者 A の申立てにより、検察院は、政令69号17条4項に基づいて当該執行手続を停止する旨の決定をしたが、執行機関は、債務者 A には買戻権はなく、当該建物は X に所有権が移転されたとして、これを認めなかった。執行機関の主張は、政令69号の後に発出された競売に関する政令86号には、債務者の買戻権に関する規定がなく、民事判決執行法令には競売に関して詳細な規定を置いていないので、競売に関しては政令86号が適用されるべきことを主要な理由とするものである。これに対して、検察院は、民事判決執行法令及び政令69号は、いかなる法規によっても廃止されていないのであるし、政令86号1条は、同政令は、他の法令によって行われる競売には適用されないとしているのであるから、民事判決の執行として行われる競売には政令69号の適用があると主張するものである。

このように買戻権については、法規の解釈上争いがあり、執行手続を停滞させるとともに、債務者に執行を遅延させる原因となっているものである。

(d) 競売の不成功

一度競売しても売却できない物件については、再度価額を決定して競売を実施するが、2回(共同通達12号IV章3e)競売を実施しても売却できない場合には、執行官は債権者に対し、当該差押財産をもって債権の満足を図ることを要求することができる。仮に債権者が当該物件の受領を拒否した場合には、執行官は当該物件を債務者に返還し、他の強制執行を試みることとなる(法令34条2項)。

(e) 競売の問題点

- ① 最も問題とされる点は、買受申出人が納付する予納金の額が、物件価額の1%と低額なことである。したがって、仮に代金を納付しなかったり、買受自体をキャンセルしても損失が多くないため、買受人が買受をキャンセルし競売が功を奏しない事例が多発しているとのことである。2002年3月29日の新聞「法律」は、クアンニン省で、1430万ドンの値がつけられた居住用家屋を1440万ドンで落札した買受人が、競売に参加するために要した費用について賠償を受けない限り代金を支払わないとして、その支払いを拒絶したため、競売所は競売を取り消した事例が紹介されている。新聞によれば、政令86号は、競売において買受人がなかったため競売が成功しなかった場合は、再度の競売を行うとしているが、買受人が代金を支払わなかった場合の再度の競売については規定がないため、再度の競売を行うことができないとされている。
- ② 我が国の場合、競売の問題点というと、占有屋など、短期賃貸借制度を濫用するなどして競売物件に住みつき、競売を妨害する者の存在であるが、ベトナムで

は、そのような悪質な競売妨害の例はあまりないようである。そのようないわば「プロ」による妨害よりも、債務者自身による妨害(執行官に対する暴行、立退時の無理な居座りなど)の例が多く、執行官も執行に躊躇する事件があると聞く。

(9) 配当

競売が成功し、代金が納付された場合には、右代金について配当が行われる。判決を有する複数の債権者に対する弁済充当の順序が定められている。執行手続自体については、我が国民事執行法のような配当要求の手続はない。したがって、一つの手続に複数の債権者が配当要求等の形で参加するというものではなく、それぞれ別個に同一の債務者に対して執行の申立てをした複数の債権者に対して支払いをするというものである。

法令37条、政令69号18条は、配当される債権の順位として、①夫婦間の扶助料請求権、②身体及び生命に対する不法行為に基づく損害賠償請求権、③貸金支払請求権、④国家に対する債務、⑤その他の債務(なお、執行費用は配当より前に控除される。)とし、同順位の債権者間では、債権額に比例して配当するとしている。配当額は、執行申立ての先後にかかわらず、また、執行の申立てをしていない債権者でも配当を受けることがある²⁸。我が国の民事執行法では、債務名義(判決等)を有する債権者は、配当要求の終期までに配当要求をしなければ配当を受け得ないが、ベトナムではこのような制限はなく、執行の申立てをしなくとも配当を受け得ることとなっている点、登録をした担保権者でも配当を受けることはできない点(前述のように、判決の執行手続では担保物件は差し押さえられない。)が特徴的である。

右規定によれば、仮に対象財産の競売で1000万ドンが納付されたとした場合、執行費用に100万ドンを要した外、生命侵害による損害賠償請求権300万ドン(A)、貸金支払請求権200万ドン(B)、売買代金支払請求権100万ドン(C)の判決を有する債権者が執行の申立てをし、他に貸金支払請求権100万ドン(D)の判決を有する債権者がいるときには、配当は以下になる。

- ① 1000万ドン－執行費用100万ドン＝900万ドン
- ② 優先順位にしたがってAに300万ドン、Bに200万ドン、Cに100万ドン
- ③ Dに対する配当予定額100万ドンを銀行に預託して、権利行使を促す。Dが権利を行使すれば、Dに対して100万ドン。行使しなければ、右預託額をA、B及びCの債

²⁸判決を有する複数の債権者が存在するが、そのうちの一部のみが執行の申立てをし、かつ債務者が競売物件以外に見るべき資産のない場合、執行官は、申立てをしない債権者らに配当すべき分を暫定的に銀行に預託し、3ヶ月を超えない期間を定めて右債権者らに配当を受けるか否かを督促する。右期間内に、右債権者らが権利を行使しない場合には、右預託金は、執行申立てをした債権者らに配当される。この規定は、誰が判決を有する債権者であるかが執行機関に判明していることを前提としているが、債権及び債権者の確定手続は、特に法規に定められておらず、したがって、配当を受けようとするれば、執行の申立てをしておくのが無難であろう。

権額に応じて按分する(Aに50万ドン、Bに34万ドン、Cに16万ドン)。

一方、債権者の債権額の和が、物件価格を上回る場合の処理は明らかでない。右の例で、Aの債権額が800万ドン、Bの債権額が200万ドン、C及びDはそれぞれ100万ドンとした場合、まず、第一順位のAに800万ドン配当し、残額の100万ドンをどのように処理するか。おそらく、第二順位で同順位のB及びDへの配当を考え、Dへの見込配当額33万円(B及びD間で債権額に応じて按分した額)を留保してまずBに67万円を配当し、Dへの権利行使を促すこととなろう。Dが権利を行使すればDに配当し、そうでなければBに追加配当することとなろうか。

(10) 執行手続の延期及び停止

執行手続が開始されても、諸事情により執行手続が延期、暫定的停止又は停止されることがある。手続の延期は、債務者の債務の履行に障碍のある場合に、執行手続自体は停滞させずに他の日時に変更すること、暫定的停止は、同様の事由のある場合に、執行手続を一時的に停止すること、手続の停止は、執行手続をそれ以上進行させないことであり、停止の場合には債権者は再度の執行申立権を喪失するのに対して、延期及び暫定的停止の場合には、障碍事由の止んだときから手続は再び進行することとなる。これらの決定権限は、抗議目的による暫定的停止等以外は、全て執行決定をした執行機関にある。こうした手続の進行を止めるための手続については、債務者が濫用したり、他の政府機関が濫用したりする例があるようであり、法規に規定のない事由により事実上執行手続を止めてしまう場合もある。

(a) 執行手続の延期

非代替的作為義務の場合において、債務者が病気に罹患した場合、又は、債権者が執行手続の延期に同意した場合には、執行手続は延期される(法令24条)。また、債務者が執行のための十分な財産を有していないと判断された場合にも執行手続は延期される。更に、判決に対して抗議(検察院等、国家機関のする不服申立)をすることのできる当局は、3ヶ月を超えない期間について、抗議のために執行手続の延期を決定することができる。これらの事由が止んだときから執行手続は再開される。

(b) 執行手続の暫定的停止

判決に対して抗議の申立てをするのに必要な場合、又は、執行手続の延期と同様の事由のある場合には、手続は暫定的に停止する(法令25条)。機能的には、延期と暫定的停止は大きな相違はないものと思われる。

(c) 執行手続の停止

①債務者が死亡し、かつ、当該債務が相続されない場合、②債権者が死亡し、窓

外債権が相続されない場合、③債権者が任意に執行停止を求めた場合、④当該判決が、上訴審で破棄された場合、⑤執行申立ての時効期間を徒過した場合には、執行官は、執行手続の停止を決定する(法令26条)。また、債務者が執行に十分な財産を有していないと判断した場合にも同様である。これらの場合、債権者に対し、申立書一式は返還されることとなる(法令27条)

第5 まとめ～ベトナムで法的紛争を解決する場合の留意点

以上の考察からすれば、ベトナムに投資した企業がベトナム国内で紛争解決を図る際、あるいはベトナム国内で判決ないし仲裁判断を執行する際には、多くの障碍と向き合わなければならないことが分かる。いくつかの点については既に指摘してきたところと重複するが、以下、法制度に関する留意点、紛争解決手続の選択に関する留意点及び判決を執行する際の留意点に分けてまとめてみたい。

1 法制度に関する留意点

(1) 体系性の欠如

まず、法制度に体系性が乏しいことがあげられる。ベトナムの立法関係者あるいは法律家の間では、上位規範が下位規範に優先し、特別法が一般法に優先し、後法が前法に優先するという法の体系性に関する原則的な理解にムラがあり、したがって体系的に理解されるべき法制度(日本ではよく憲法を頂点とするピラミッド型の法体系をイメージする。)が、平面的な理解に止まってしまう。そのため、例えば上位規範と下位規範の規定に抵触を生じたような場合、上位規範が優先するという結論に到達せず、現場に混乱を生じたまま実務が滞るという事態が発生する。

また、例えば民法は私的法律関係の一般法であって、そのうち商人の法律関係を規律する特別法が商法であるという理解の仕方をせず、かえって民法は民事関係という独自の分野を規律する法規範であって、商法は商事関係という別の分野を規律する法規範であると理解されているため、商法に規定のない事項には民法を適用するといった、機動性のある法の運用が困難となる。

(2) 規範間の矛盾抵触

次に、法規範の間の矛盾抵触が多いことがあげられる。ベトナム独特の縦割り行政に起因して法規範の起草権限が各省庁の権益と化し、各省庁が法体系全体の中での位置付け、あるいは他の関連する法規範との矛盾抵触について配慮をしないまま次々と法規範が制定されるため、関連する法規の間で矛盾が生じたり、規範同士の抵触を生じたりする例がある。民事判決の執行についていえば、執行手続を定める法令及び政令69号と、競売に関する政令86号との間では多くの規定が抵触するように見え、競売実務に混乱を生じている。

(3) 下位法規制定の時間的ギャップ

第3に、法的枠組の制定方法の問題を指摘することができる。ベトナムの立法関係者の間では、法律は大枠を規定する規範であり、下位規範になるにしたがって具体的な事項を決定していくものであるという意識が強く、一般的に政府への委任立法の傾向が強い。したがって、実務上はむしろ下位規範の方が具体的で重要な位置を占めているのが現状である。しかしながら、当該委任立法の制定手続も、担当省庁において法律が制定されてから開始されるため、法律が制定されても中身は空のまま制度が動かず何年も放置されるという状態が続くことがある。

(4) 法規範の非公開

第4に、法の公開の問題を指摘したい。法規範は官報に掲載されて公開されることとなっており、官報を発行している司法省も、現在では発行回数を月に6回と増加させて努力しているものの、未だ全ての法規範が官報に掲載されるわけではなく、掲載又は不掲載の基準も明らかでない。前述のとおり、法を適用する現場ではむしろ下位規範の内容がものをいうのであるが、下位規範ほど官報には掲載されない傾向がある。更に、人民評議会、人民委員会の発出する法規範にいたっては、その甚大な量からの検索が極めて困難であることに加え、庁舎まで閲覧に赴かないと法規範の存在を知ることが不可能である(必ずしも全ての法規範が閲覧できるわけでもない。)などの障壁がある。したがって知ることのできない規範により上位規範の規制内容が実質的に変更されてしまっている可能性もあり、企業活動の予測可能性を大幅に減殺する結果となっている。

(5) 制度自体の未整備

第5に、法的枠組の中でも、市場経済の活性化に必要な規定が未だ不足している点を挙げておきたい。市場経済の原則である自由競争、契約の自由等については概念的に理解していると思われるものの、こうした原則を保障するに十分な制度が未だ整備途上にあるのが現状である。所有権等の物権的権利関係を公示するための不動産登記制度や、無権利者と善意で取引した第三者を保護するための即時取得、表見代理等の外観法理制度などが欠缺していたり、逆に契約の有効要件として多くの契約に公証を要求しているためかえって手続を煩雑にしていたりするなど、制度の整備を図るべき分野は多い。

2 紛争解決手続の選択に関する留意点

ベトナムにおいて紛争を解決する際に留意すべき点としては、以下のような点が挙げられよう。

(1) 仲裁を利用する場合

仲裁を利用する場合には、まず管轄が非常に狭く、ベトナム法により経済契約と考えら

れる契約に起因する紛争しか扱うことができない。前述のとおり、経済契約と認定されるための要件は厳しく、当事者間で仲裁合意をしたとしても、当該契約が仲裁廷によって経済契約と認定されなければ管轄を否定される可能性がある。仲裁廷によって管轄を否定されたので裁判所に訴訟を提起したが、裁判所が当該契約を経済契約と認定してしまうと、経済契約については紛争生起から6か月以内という提訴時効の規定があり、救済方法を失ってしまう可能性もある。次に、仲裁判断の執行については、現在のところ法的根拠がないとされており、仲裁判断を得ても結局債務者の任意の履行に期待する他ない。そうでなければ再度裁判所に訴訟を提起して、最初から手続をやり直さなければならず、非常に煩雑である。仲裁については前述のとおり、法令案を起草中であり、こうした制度的欠陥の改善が望まれるところである。

(2) 裁判所を利用する場合

裁判所を利用する場合、紛争解決にとって最大の障碍となり得るのは監督審制度であると思われる。「民事訴訟には始まりがあるが終わりはない」と揶揄されるように、当事者が判決内容に納得していても、検察院や裁判所の幹部等の監察機関が当該判決に法の適用の過誤を発見したときは監督審手続を開始できることとなっているため、判決の確定による法的安定性や、紛争解決の終点を示すことによる予測可能性を大きく減殺してしまう可能性がある。また、紛争が民事契約に起因するか経済契約に起因するかによって裁判所の管轄を異にするが、そもそも民事契約と経済契約との関係が明瞭でないために、裁判所の管轄を巡って更なる紛争を生じる場合がある。更に、裁判所に法の解釈権がないため、省庁により下位規範が制定されていない分野では法の適用が滞る場合があり、また、裁判官の法解釈能力や、判例法の発展が相当程度に阻害される要因となっている。

(3) 外国仲裁又は外国裁判所を利用する場合

この場合、ベトナム以外の外国の裁判所に訴訟を提起して判決を得るか、ベトナム以外の外国を仲裁地として選択して仲裁判断を得た上、それをベトナム国内で執行するという手続を踏むこととなる。外国裁判所の判決及び外国仲裁判断のベトナム国内における効力については、ベトナムの制度も諸外国と同様、ベトナムの裁判所が承認・執行を許可した場合に限り効力を有し、ベトナム国内で執行することができる。したがって、この点に関するベトナム国内法の整備は進んでいるといえることができる。

しかしながら、①外国判決の承認及び執行については、二国間条約の存在を要求しており、したがって条約のない日本の裁判所の判決は、ベトナム国内では執行できないこと、②外国仲裁判断は、ベトナム法により「商事」、外国判決は同法により「民事」に関するものでなければならないとされており、間口が非常に狭いこと、③立証責任の考え方に乏しいため、本来であれば被告側が立証すべき仲裁又は訴訟手続上の瑕疵について、

むしろ原告側が瑕疵がないことを立証しなければならなくなるおそれがあること、④実務上ベトナム企業側の代表権を厳格に解釈する傾向があり、これにより仲裁合意自体が無効とされてしまう可能性のあること、に注意が必要である。

3 判決を執行する際の留意点

(1) 執行機関の構造的問題点

執行機関の独立性が十分でなく、したがって債務者が共産党の経営する企業、国営企業、人民委員会の経営する企業、他の省庁の経営する企業などの場合には、執行手続が法の根拠なく停止されたり、放置されるなど執行手続に大きな障害が生じる可能性がある。特に債権者が外資系の企業の場合、ことさらにベトナム企業側を守ろうとする姿勢も垣間見られ、執行はより困難となる。こうした執行機関の構造的な障碍について、いくつか実例を紹介する。

- ① 政府の研究機関により設立された会社 A の代表者が起こした横領事件の最高人民裁判所判決により、同社は、貿易会社 B に対して16億ドンの損害賠償債務を負った。A 社は事実上倒産状態にあったため、執行官は、司法省民事判決執行局の示した指針²⁹にしたがって、政府の研究所の銀行口座を差し押さえた。しかしながら、右研究所長は、執行機関に対し、当該銀行預金口座は研究所員の給与支払口座であるとともに、国家の科学的研究費用を支出する口座であるから、執行の停止を要求する旨の書簡を送付した。執行機関は、法規の根拠なく、これを了承して執行手続を停止させてしまった。
- ② 最高人民裁判所の判決により、S 合作社は、村の道路建設費用として、建設会社 A に対して20億ドンの支払債務を負った。執行官は、S 合作社の銀行預金口座(残額約2億ドン)を差し押さえ、控除までに10日間の猶予期間を設定したが、10日後、執行官は、人民委員会委員長からの書簡により、当該銀行口座から預金が引き出されていることを知った。人民委員会委員長は、当該預金は、合作社の使用している土地に道路が建設されることとなったため、その補償金として土地収用委員会から支払を受けたものであって、右預金を執行に当てることは、道路建設に悪影響を及ぼすおそれがあると言った。結局、執行官は当該預金について執行することができなかった。
- ③ 更に、2002年1月に“Lengthy justice for French bank”としてメディアにも紹介された著名な事件がある。これは、French BNP Paribas Bank(以下「債権者」)というフランスの銀行が Vietnam Silkworm Corporation(VISERI、以下「債務者」)という国営企業

²⁹ 「債務者会社が解散若しくは消滅した場合には、当該会社を設立する決定をした母体が当該債務を履行する責任を負う。」というものである。

に対して提起した18万2000ドルの貸金返還請求事件の判決(1996年5月)の執行について、右判決から6年を経た2001年11月ようやく右債権を回収したという事件である。債権者は、2000年にいたって不動産を差し押さえた(債権者は、1996年12月に債務者から貸金の一部8万ドルの支払を受けたもののそれ以降の支払はない。)が、債務者が権利証等の提出を拒んだまま、当該資産は債務者の所有物件ではないことが判明して頓挫した。また、債権者は、債務者が税務局から4億5000万ドン(約3万ドル)の付加価値税の還付を受けるとの情報を得、債務者名義の国営銀行の預金口座を凍結したが、右銀行は右決定を無視して右還付金を債務者に払い戻してしまった。更に、債権者は、債務者に対して再度の還付金の支払があるとの情報を得、執行機関は財務局から債務者への送金を停止する措置をとったが、財務局は上級官庁である省の人民委員会から指示がなかったとの理由で債務者に還付金を支払ってしまった。債権者は、省の人民委員会に対して、税務局及び財務局に還付金の支払を債権者に対して行うよう指示して欲しい旨申し立てたが、人民委員会では、債務者は中央政府の管轄下にある特別な国営企業なので人民委員会では判決の任意の履行を促すことしかできないと回答した上、執行機関に対し、本件判決を執行する動機について調査すると警告してきた。このように、結局、銀行口座の凍結も不動産に対する執行も効を成さなかった。債権者は、2001年10月にいたって、ある外資系銀行の債務者名義の口座を当該銀行の協力を得て差し押さえることでようやく債権を回収できた。

(2) 執行官の問題点

執行官の裁量により手続が行われる場合、執行官の質によっては、手続を開始するか否か、早期に開始するか否か等について不正な費用の支払を要求したり、また、債務者と結託して執行手続を遅延させたり、不能にしたりするおそれがないとはいえない。本文中で述べたように、①債務者の財産調査を行うか否か、その範囲や方法をどのようにするか、右調査について債権者を立ち合わせるか否か、そうでなくとも調査の結果を債権者に知らせるか否か、②執行手続上の保全処分について、債務者の財産散逸のおそれをどのように判断するか、債務者の財産を差し押さえるか否か、どのタイミングで差し押さえるか、③強制執行手続において、債務者の財産であるとの認定をどのように行うか、債務者のどの財産に対して執行するか、当該財産の価額をどの程度に見積もるか、などの点については執行官の裁量で判断できることとなっている。このような裁量事項は、もちろん、一方で執行の機動性を確保する上で重要ではあるが、ベトナムの場合、現場でこれを濫用する危険が払拭できないところである。

(3) 執行制度の問題点

ベトナムの執行制度は、債権者による債権回収の利益と、債務者の生活ないし営業の保護の両面から構成されているものの、債務者保護を重視するあまり、それが債権者にとっては執行の障碍となってしまう構造となっている。

- ① 時効 執行申立ての時効期間が短期に設定されている。特に債権者が法人の場合には、判決の確定の日から1年以内に申立てをしなければならず、注意が必要である。
- ② 保全処分 判決前の保全処分の規定は設けられているものの、実務上あまり例がなく、裁判所も判決前に債務者の生活や営業に影響を与える保全処分に消極的である。したがって、債権者が債務者による財産の処分や隠匿を防止できる手段に乏しい。
- ③ 任意履行の催告 判決の執行について、強制執行を行う前に債務者に任意の履行を促さなければならない。全く履行の見込みがない場合でも履行の催告はしなければならず、その場合には無駄な手続を要求される結果となる外、この期間は最高で30日間と設定されており、債務者が右期間内に責任財産を処分してしまうことを可能にしている。
- ④ 差押え 財産の差押えについても留意すべき点が多い。すなわち、(a)不動産をはじめとする重要財産の登録制度が完備していないため、債務者の所有物件であることの認定がスムーズにいかないおそれがあること、(b)債務者保護のため、債務額と物件価額の均等性を要求しているが、物件によっては市場が未熟なため価額の認定に困難を生じ、手続が停滞する原因となり得ること、(c)被差押財産の指定についても債務者のイニシアティブを認めているため、債務者がことさらに市場性のない財産を指定して執行手続を停滞させることを可能にしていること、(d)特に債務者が法人の場合、その営業の保護のために差押禁止財産の範囲が極めて広く、建物の執行は他に財産がない場合の予備的手段とされるときも、重要と思われる動産のほとんどは差押禁止財産とされていること(したがって、執行手段の最も有効な方法は、銀行預金の差押えと思われる。)である。
- ⑤ 競売 差押後の競売手続については、現在のところ、根拠法令をめぐって民事判決執行法令等と競売に関する政令86号とが競合関係にあり、(a)執行官が自ら競売を主催することができるか(執行官による競売について、政令86号による競売所の競売を経ていないとして、競落人による土地使用権の移転登記を拒否した例がある。)、(b)債務者は競売物件の買戻権を有するかについて、実務上の争いが生じている。また、買受申出人の予納額が、物件価額の1%に押さえられているため、買受人が買受をキャンセルし、競売が効を奏しない事例もある。

- ⑥ その他 なお、制度的な問題点ではないが、裁判所の判決が不明確であるために執行できない事例も存在する。一つの事例を紹介する。Aは国営Z銀行等から5億ドンを借り受け、YはAのためにZ銀行と保証契約を締結し、所有する3階建ての建物に抵当権を設定した。Aは、右貸金の返済を怠ったため逮捕されて有罪判決(私的財産及び社会財産の詐取横領)を受け、裁判所は右判決中において右貸金を返済させるためYの建物を差し押さえた。しかしながら右建物は、Yの両親の死亡によりY及びその兄弟が相続した未分割の遺産であって、全部を差し押さえることはできないことが判明したため、最高人民裁判所裁判官委員会は、監督審において「右建物の一部を差し押さえる」旨の決定をした。しかしながら、右決定中「一部」の特定がなされていないために、執行機関は執行に着手できなかった。

発 行 日：平成14年7月18日
発 行 者：財団法人国際民商事法センター
事務局長 金子 浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館
TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：有限会社 一星社

代表取締役 杉本 恵美

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03(3552)3566(代) FAX 03(3553)1271